

内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充（オフィス減税、雇用促進税制）
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29内閣01-1)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オフィス減税)				
措置の内容	平成27年度時点	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過日までに、地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の15% (移転型計画の場合には25%) の特別償却又は2% (移転型計画の場合には4%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。 なお、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日 (平成27年8月10日) から平成29年3月31日までの期間内に認定を受けた場合には、①上記の特別償却又は②取得価額の4% (移転型計画の場合には7%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。			
	平成28年度税制改正以後	従前どおり			
	平成29年度税制改正以後	これまでの税額控除割合を維持した上で、中小企業者においては一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額が1,000万円以上であることとされている投資規模要件について、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものの事業年度においては、その取得価額が2,000万円以上であることとする (投資規模要件の見直し)。			
政策目的	企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	措法第42条の11の2、第68条の15				
要望内容及び区分	支援対象施設の拡充、移転型事業に係る要件の緩和、支援対象外地域の見直し等を行った上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。				区分 拡充・延長
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)								
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置 ごとの影響額 (地 方法人二税・地方 法人特別税・百万 円)	目標「本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で 7,500件増加」								
													将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測	実績	実績÷将来予測
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	累計	単年度	累計	単年度					
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	不明	4	-	4	不明	▲149.8	-	-	不明	▲37.7	-	▲37.7	-	不明	不明	4	4	不明	-	-	
H28	900	19	2.1%	-	▲3,331.5	▲331.3	9.9%	-	▲429.8	▲73.7	17.1%	-	-	900	900	23	19	不明	-	-	
H29	94	-	-	-	▲1,636.6	-	-	-	▲411.1	-	-	-	-	994	94	-	-	-	-	-	
H30	460	-	-	-	▲3,730.0	-	-	-	▲1,194.2	-	-	-	-	1,454	460	-	-	-	-	-	
H31	460	-	-	-	▲3,730.0	-	-	-	▲1,194.2	-	-	-	7,500	1,914	460	-	-	-	-	-	
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別 (オフィス減税分、雇用促進税制分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充（オフィス減税）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用額 2,367 百万円（平成 27 年度）とあるが、租特透明化法に基づき把握される情報においては、特別償却の適用額が 300,897 千円、税額控除の適用額が 79,363 千円となっており、説明に誤りがある。また、10,098.6 百万円（平成 28 年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 前回評価時の補足説明において、「平成 27 年度認定を受けた 77 件の整備計画のうち、オフィス減税の適用の希望が 55 件、雇用促進税制の適用の希望が 62 件あった」と説明されているが、今回の評価によれば、オフィス減税の過去の適用数 4 件（平成 27 年度）、19 件（平成 28 年度）、雇用促進税制の過去の適用数は 7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度）であり、適用希望者数と実際の適用数とがかけ離れているが、このことについて原因が明らかにされていない。</p>
【内閣府の補足説明】	<p>① 平成 27 年度の適用額 2,367 百万円については、特別償却及び税額控除の基となった「取得価額」を試算し記載していたもの。他方、御指摘を受け、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、特別償却の適用額 300,897 千円、税額控除の適用額 79,363 千円の合計値 380.3 百万円に修正させていただきたい。</p> <p>また、平成 28 年度の 10,098.6 百万円についても同様に記載事項を錯誤していたため、654.7 百万円に修正させていただきたい。なお、平成 28 年度の算定根拠については本税制の認定事業者へのヒアリングにより算出したもの。</p> <p>また、同様に、平成 29 年度：1636.6 百万円、平成 30 年度、31 年度：3,730 百万円と修正したい。なお、その算出根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」及び (5) ② に詳細を記載する。</p> <p>② 適用希望者数と実際の適用数とがかけ離れた原因としては、(評価書「9①3 適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり) スケジュール上、平成 27 年度または平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことがかけ離れの主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。</p> <p>なお、今後、平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。</p> <p>なお、これらの記載について評価書の「3. 適用件数や額が僅少である理由」に追記</p>

をさせていただいた。

## 【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 将来の適用数について、94 件（平成 29 年度）、460 件（平成 30 年度）、460 件（平成 31 年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数について、94 件（平成 29 年度）、460 件（平成 30 年度）、460 件（平成 31 年度）が過去の実績（7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度））とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
【内閣府の補足説明】	<p>① 平成 29 年度の 94 件はこれまでの実績をベースに見込数を試算。具体的には、平成 27 年度、28 年度及び 29 年度末までに特定業務施設の取得を終える案件（予定含む）で、平成 28 年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成 29 年度末に税制適用を受けるものと仮定し算出。</p> <p>平成 30 年度及び 31 年度の 460 件については、年間 1500 件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を 60% と仮定し、その上で、利益法人の割合（大企業 60%、中小企業 50%）を乗じた数値となっている。具体的な算出方法等については、別添の「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」を参照されたい。</p> <p>② 将来の適用数に比べて過去の実績が僅少な原因としては、(評価書「9①3 適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり) スケジュール上、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことがかけ離れの主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。なお、今後、平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7) ③ に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいる。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされたが、94 件（平成 29 年度）については、「平成 28 年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成 29 年度末に税制適用を受けるものと仮定」する根拠を、460 件（平成 30 年度）及び 460 件（平成 31 年度）については、「年間 1500 件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を 60% と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、「平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7) ③ に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいる」と説明されているが、その前段の補足説明「実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ」とも説明されており、この要因が考慮されていないため、この点を課題とする。</p>

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（173.4 百万円（平成 27 年度）、422.1 百万円（平成 28 年度））につい</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

て、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。

**【内閣府の補足説明】**

① 過去の減収額（税目別。オフィス減税及び雇用促進税制の合計については、以下のとおり（なお、オフィスの法人税、法人住民税及び法人事業税の過去の減収額は、評価書「9②減収額」中のオフィス減税に係る表に記載のとおり）。

平成 27 年度 法人税：153.6 百万円 法人住民税：10.8 百万円 法人事業税：27.4 百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省））

平成 28 年度 法人税：373.9 百万円 法人住民税：48.2 百万円 法人事業税：31.0 百万円（都道府県に対する実態調査によるもの）

② 過去の減収額の算定根拠については、下記のとおり。

○オフィス減税 (百万円)

	H27 年度	H28 年度
国税（法人税）	149.8	331.3
地方税	37.7	73.7
法人住民税	10.3	42.7
法人事業税	27.4	31.0
計	187.5	405.0

○雇用促進税制 (百万円)

	H27 年度	H28 年度
国税（法人税）	3.8	42.6
地方税（法人住民税）	0.5※	5.5
計	4.3	48.1

※国税(3.8 百万円)に 12.9%を乗じて試算。

平成 27 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」より算出。なお、特別償却額については、当該報告書に記載されている特別償却額に法人税率 23.4%を乗じた金額を減収額として組み入れている。

また、平成 28 年度の試算額については、認定事業者への聞き取り調査を行い、個々の企業の平成 28 年度末の税制適用の申告実績に基づき減収額を試算している。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。

**【点検結果】**

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

5) 将来の減収額

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

② 将来の減収額（1,930 百万円（平成 29 年度）、12,310 百万円（平成 30 年度及び 31 年度））について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 将来の減収額（1,930 百万円（平成 29 年度）、12,310 百万円（平成 30 年度及び 31 年度））が過去の実績（191.2 百万円（平成 27 年度）、422.1 百万円（平成 28 年度））とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

**【内閣府の補足説明】**

① 法人税、法人住民税及び法人事業税の将来の減収額は、評価書「9②減収額」中に記載のとおりであるが、それぞれ以下のとおり。

○オフィス減税 (百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (推計)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)
国税（法人税）	149.8	331.3	1636.6	3730.0	3730.0
地方税	37.7	73.7	411.1	1194.2	1194.2
法人住民税	10.3	42.7	211.1	481.2	481.2
法人事業税	27.4	31.0	200.0	713.0	713.0
計	187.5	405.0	2047.7	4924.2	4924.2

○雇用促進税制 (百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (推計)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)
国税（法人税）	3.8	42.6	73.0	7170.0	7170.0
地方税（法人住民税）	0.5※	5.5	9.4	924.9	924.9
計	4.3	48.1	82.4	8094.9	8094.9

※ 国税(3.8 百万円)に 12.9%を乗じて試算。

② 将来の減収額については、評価書「9②減収額」に記載のとおり。平成 30・31 年度の減収額の算定根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」（要望書添付のもの）を参照いただきたい。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。また、平成 29 年度の算定根拠は以下のとおり。

<適用件数>  
平成 29 年度末までに取得予定案件で、かつ平成 27 年度及び平成 28 年度に税制適用を受けていない案件は 94 件。

<減収額>  
○国税について  
平成 28 年度の適用件数=19 件、331.3 百万円のオフィス減税適用。件数と適用額の割合を同様と仮定し、当該割合を 94 件に乗じると 1636.6 百万円。雇用促進税制は 73 百万円と試算をしていることから、国税は 1709.6 百万円と試算。

○地方税について  
・法人住民税は、オフィス減税額及び雇用促進税制減税額それぞれに対して、地方税率 12.9%を乗じて、220.5 百万円と推計。  
・法人事業税は、オフィス減税における特別償却額に法人事業税率を乗じて、200.0 百万円と推計。※平成 30・31 年についても同様の方法にて推計。  
・したがって、地方税は 420.5 百万円と推計。

○国税及び地方税について  
2130.1 百万円と推計。

③ 将来の減収額が過去の実績とかい離している原因としては、（評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり）スケジュール上、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことにより、適用額実績が低くなり、将来の減収額と過去の実績の乖離が生じた主な原因であると考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも過去の実績を押し下げた要因の一つになっていると考えられる。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それにより適用額も増加するものと考えられる。また、さらに将来の減収額については、(7)③に詳細を記載しているように、件数の大幅増加に伴い、減収額も大きくなることを見込んでいます。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされたが、平成29年度については、(3)①の点検結果と同様に94件を乗ずる根拠を、30年度及び31年度については、「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」において「地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、「今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それにより適用額も増加するものと考えられる。また、さらに将来の減収額については、(7)③に詳細を記載しているように、件数の大幅増加に伴い、減収額も大きくなることを見込んでいます」と説明されているが、「実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ」とも説明されており、この要因を考慮して分析する必要があるため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、過去の適用数（4件（平成27年度）、19件（平成28年度））は、前回評価時の将来予測900件（平成27年度及び28年度）と比べて僅少であるが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ② 過去の効果について、過去の適用数（4件（平成27年度）、19件（平成28年度））と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果（本特例措置が、どのように地方へのオフィス移転件数、地方拠点の拡充件数の増加を促したのか）が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標（平成32年までの5年間で、地方拠点強化数を7,500件）に対する過去の効果（本特例措置の活用により拡大した地方拠点の強化数）は、1,403件（平成29年7月末時点における地域再生計画に記載された目標値）である。
- なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、今般の税制改正要望を受け、今後、小規模案件や対象範囲の拡充等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと考えられる。したがって、本特例措置は目標の達成に向けて十分に寄与しているところであり、今後さらに寄与することが考えられる。
- ② (3)②及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、本特例措置により地方拠点の拡充・移転への事業主のインセンティブが高まり、その結果、整備計画の認定件数は着実に増加しているところであり、これらは主に本税制のインセンティブによる効果であると考えられる。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果について、適用数（94件（平成29年度）、460件（平成30年度）、460件

（平成31年度）が説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ② 将来の効果について、適用数（94件（平成29年度）、460件（平成30年度）、460件（平成31年度））が過去の実績（4件（平成27年度）、19件（平成28年度））とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転による企業の地方拠点の件数を7,500件増加）に対する将来の効果（94件（平成29年度）、460件（平成30年度）、460件（平成31年度））の寄与について、「本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加（中略）が見込まれる」と説明されているが、過去の実績が（4件（平成27年度）、19件（平成28年度））であり、将来の予測が100%実現したとしても達成目標の実現が相当困難と考えられるため、どのように達成目標に寄与するのかを明らかにする必要がある。
- ④ 将来の効果について、適用数（94件（平成29年度）、460件（平成30年度）、460件（平成31年度））と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑤ 将来の効果について、本特例措置の適用条件を見直すこととしているにもかかわらず、本特例措置の条件が変更されなかった場合と変更された場合の適用見込みが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① (3)①に記載のとおり、平成29年度の94件はこれまでの実績をベースに見込数を算出。具体的には、平成27年度、28年度及び29年度末までに取得を終える予定としている案件で、平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度終了時に税制の適用を受けるものと仮定し算出。
- 平成30年度及び31年度の460件については、年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税を受ける可能性がある企業割合が60%と仮定し、その上で、利益法人の割合（大企業60%、中小企業50%）を乗じた数値となっている。
- ② 将来の適用数が過去の実績とかけ離れている件については、（評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり）スケジュール上、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことが過去の実績を押し下げ、かけ離れの主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7)③に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいます。

- ③ (3)②及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業において特定業務施設の整備を終え、共用を開始しはじめるものと考えられる。
- また、今般の税制改正により、今後、小規模企業の雇用要件緩和や支援対象施設の拡充、支援対象地域の拡大等を図る方向。
- 雇用要件に関して、本社機能に従事する従業員数は常時雇用者数の内数であり、「本社機能従事者10人（中小5人）以上増加」を満たすには企業規模が「常時雇用者30人以上」の規模であることを前提と仮定。なお、企業規模が小規模になったとしても最低限必要な本社機能部門従業員は大きく変化するものではないため、今般の税制改正により雇用者要件が「5人（中小企業2人）以上増加」となれば、新たに、経済センサスにおける「常時雇用者5人～29人」の範囲の企業が対象になりうると仮定。当該範囲にある企業数は約59.4万社であり、これらが対象になるようになると考えられる。なお、従前は「常時雇用者数30人以上」の約16.3万社を対象と仮定していたため、裾野は約3.6倍になると試算。対象企業の裾野の広がりにより、今後、認定件数および税制適用件数は飛躍的に増加するものと考えられる。

加えて、これまで支援対象外地域としていた近畿圏・中部圏への移転についても本税制の対象とする方向。東京圏の企業は近畿圏・中部圏ならば移転を検討する企業も多いため、本税制の地域見直しの効果により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数が増加するものと考えられる。

また、これまでの広報活動に加えて、本税制の認知度をさらに高めるため、本年夏より各省庁における広報活動や政府広報（フェイスブックやツイッター等）等を積極的にを行うとともに、都道府県をはじめとした地方自治体においても積極的な広報を実施している。

以上のように、これらの総合的な取組の実施により、今後、対象となる企業の裾野が大きく広がることで加速的に認定企業及び税制適用件数が増加すると見込んでいる。

なお、既述の雇用要件緩和による裾野企業の3.6倍の拡大に加えて、既述の各種要因により案件は数倍以上程度に増加すると試算することから、将来の目標に向けて大幅に案件が増加することで、目標に達することは十分に可能と考えられる。

④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化数、地方拠点における安定した良質な雇用者数が本税制措置による直接的な効果となると考えられる。また、今後、経済センサスや民間企業による各種調査などで事後的に直接的な効果を検証する方法を検討する。

なお、既述のとおり、今般の税制改正により対象となる企業の裾野が大きく広がり、今後加速度的に認定件数及び税制適用件数が高まり、本租税特別措置の効果がさらに高まっていくものと考えられる。

また、事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社（N=130）であり、1/3超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている。また、企業の移転・拡充の結果、生産力の向上が図れた（48社）、組織体制の強化が図れた（47社）、職場環境の改善が図れた（55社）、優秀な職員が確保できた（22社）、新たなビジネスチャンスが生まれた（27社）など、企業へも様々な形で、本税制を活用して移転・拡充した効果が現れている。

⑤ 本特例措置の条件が変更された場合の平成30年度及び平成31年度の適用見込み（適用件数、適用額）は、評価書「9①適用数等」記載のとおり。変更されなかった場合の適用見込みについては、平成29年度と同水準となるものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされたが、94件（平成29年度）については、「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」する根拠を、460件（平成30年度）及び460件（平成31年度）については、「年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を60%と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。

② 補足説明により、94件（平成29年度）については、「平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加する」と説明されているが、その増加数が「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」した数となる根拠を、460件（平成30年度）及び460件（平成31年度）については、「年間1500件の認定が行われと仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を60%と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、「これらの総合的な取組の実施により、今後、対象となる企業の裾野が大きく広がることで加速的に認定企業及び税制適用件数が増加すると見込んでいる。なお、既述の雇用要件緩和による裾野企業の3.6倍の拡大に加えて、既述の各種要因により案件は数倍以上程度に増加すると試算することから、将来の目標に向けて大幅に案件が増加することで、目標に達することは十分に可能と考えられる」と説明されているが、仮に評価書おける将来の適用数の予測（94件（平成29年度）、460件（平成30年度、平成31年度））のとおり本措置が適用されたとしても、達成目標（平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）は達成されず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 補足説明により、「事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社（N=130）であり、1/3超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている」と説明されているが、平成28年度までの累計適用件数は23件であることから「N=130」である本アンケートの対象事業者が不明であり、また、実施時期も不明であることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、「本特例措置の条件が（中略）変更されなかった場合の適用見込みについては、平成29年度と同水準となる」との説明では、平成30年度及び31年度の適用見込みが、「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」した数である29年度の適用見込みと同水準となる根拠が明らかにされておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と思われる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。



<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29内閣01-2)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)											
措置の内容	平成27年度時点	(1) 次の①から④までの要件を満たす場合には、40万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度)ができる。 ① 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと。 ② 基準雇用者数が5人以上(中小企業者等は2人以上)であること。 ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が零であること。 ④ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。 (2) 地域再生法の認定事業者が、上記(1)の要件のうち③以外の要件を満たす場合には、20万円(上記(1)③の要件も満たす場合には50万円)に地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)及び地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。 (3) 上記(2)の適用を受ける又は受けた地域再生法の認定事業者は、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)、(2)及び地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。										
	平成28年度税制改正以後	・(1)の制度について、対象を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期かつフルタイムの新規雇用者に限定 ・(1)から(3)までの制度について、所得拡大促進税制との重複適用をできることとする。										
	平成29年度税制改正以後	正規の新規雇用者については従来の1人当たり20万円又は50万円を、これらの金額に10万円を上乗せした30万円又は60万円とすることとし、非正規の新規雇用者については、新規雇用者総数の40%相当数を超える場合にはそのを超える部分の額については従来の1人当たり20万円又は50万円を、これらの金額から10万円を減額した10万円又は40万円とすることとし、新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの非正規の新規雇用者及び新規雇用者でないいわゆる移転者については従来と同じ1人当たり20万円又は50万円とし、それぞれの金額の合計額を地方事業所税額控除限度額とする。										
政策目的	企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。											
評価対象税目	義務対象					努力義務対象						
	法人税	法人住民税										
関係条項	措法第42条の12、第68条の15の2											
要望内容及び区分	雇用増要件の緩和、移転型事業に係る要件の緩和及び支援対象外地域の見直し等を行った上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。										区分	拡充・延長
創設年度	H27	過去の政策評価の実績		H27内閣04、H28内閣02								

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)						
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (法人住民税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置 ごとの影響額(法人 住民税・百万 円)	目標「2020年までの5年間で地方拠点における雇用者数を4万人増加」						
													目標値 (累計) (人)	将来予測		実績		目標 達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	累計	単年度	累計	単年度	租特の直 接的効果		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	-	-	不明	▲0.5	-	内訳不明	-	-	-	-	不明	不明	不明
H28	1,500	11	0.7%	-	▲7,370.0	▲42.6	0.6%	-	▲950.7	▲5.5	0.6%	-	-	-	11,560	-	不明	不明	不明
H29	18	-	-	-	▲73.0	-	-	-	▲9.4	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-
H30	1,351	-	-	-	▲7,170.0	-	-	-	▲924.9	-	-	-	-	27,560	16,000	-	-	-	-
H31	1,351	-	-	-	▲7,170.0	-	-	-	▲924.9	-	-	-	40,000	43,560	16,000	-	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充（雇用促進税制）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 前回評価時の補足説明において、「平成 27 年度認定を受けた 77 件の整備計画のうち、オフィス減税の適用の希望が 55 件、雇用促進税制の適用の希望が 62 件あった」と説明されているが、今回の評価によれば、オフィス減税の過去の適用数 4 件（平成 27 年度）、19 件（平成 28 年度）、雇用促進税制の過去の適用数は 7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度）であり、適用希望者数と実際の適用数とがかい離しているが、このことについて原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	適用希望者数と実際の適用数とがかい離した原因としては、以下の点が挙げられる。 ・（評価書「9①3 適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり）スケジュール上、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと。 ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定業務施設の整備状況（件数、整備時期）に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要すること。 ・雇用促進税制の適用に当たっては、適用要件として、法人全体の雇用者の純増数が 5 人（中小 2 人）以上であること、適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと等の各種適用要件を充足する必要があること及び黒字企業でなければ税額控除を受けられないことから、整備計画認定時において税制の適用を希望していた場合でも、その後の状況変化等により、適用に至らない場合があること（参考：雇用促進税制（地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置に係る雇用促進税制を含む。）の適用に当たっては、事業主は適用を受けようとする事業年度の開始後 2 か月以内に雇用促進計画を公共職業安定所に提出する（雇用促進計画の受付）必要があるが、計画受付件数に対する税制適用件数の割合は毎年度約 10～11%である（例 雇用促進計画受付件数：42,917 件、適用件数：4,455 件（平成 27 年度実績））。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について 18 件（平成 29 年度）、1,351 件（平成 30 年度）、1,351 件（平成 31 年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 将来の適用数 1,351 件（平成 30 年度）が、過去の実績（7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度））とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 要望書添付の「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」を添付する。また、平成 29 年度の適用件数（18 件（推計））の算定根拠については、別紙を参照いただきたい。 ② 将来の適用数 1,351 件（平成 30 年度）に比べて過去の実績が僅少な原因としては、 ・（評価書「9①3 適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり）スケジュール上、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと。 ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定業務施設の整備状況（件数、整備時期）に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要すること から、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた企業においては税制の適用まで至らなかったケースがあったためと考えられる。今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。 また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる。
【点検結果】	① 補足説明により、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされたが、1,351 件（平成 30 年度）及び 1,351 件（平成 31 年度）については、「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」において「地方における企業の拠点強化について年間 1500 件を計上」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、「今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる」と説明されているが、その前段において「個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと」、「その適用件数は、特定業務施設の整備状況（件数、整備時期）に影響を受ける」と説明されている要因を考慮して分析する必要があるため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税及び法人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の適用額（42.6 百万円（平成 28 年度））の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、過去の減収額（173.4 百万円（平成 27 年度）、422.1 百万円（平成 28 年度））について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 評価書の対象税目欄から所得税を削除する。過去の減収額（税目別。オフィス減税及び雇用促進税制の合計）については、以下のとおり（なお、雇用促進税制の法人税及び法人住民税の過去の減収額は、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおり）。</p> <p>平成 27 年度 法人税：153.6 百万円 法人住民税：10.8 百万円 法人事業税：27.4 百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省））</p> <p>平成 28 年度 法人税：373.9 百万円 法人住民税：48.2 百万円 法人事業税：31.0 百万円（都道府県に対する実態調査によるもの）</p> <p>② 過去の適用額（42.6 百万円（平成 28 年度）（推計））の算定根拠については、別紙を参照いただきたい。また、過去の減収額のうち雇用促進税制については、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおりであり、平成 28 年度の法人税の減収額の算定根拠は、上記のとおり別紙を参照いただきたい（また、平成 28 年度の法人住民税の減収額は法人税額に 12.9% を乗じて試算したものである）。</p> <p>なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 将来の減収額

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（1,930 万円（平成 29 年度）、12,310 万円（平成 30 年度及び 31 年度））について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（1,930 万円（平成 29 年度）、12,310 万円（平成 30 年度及び 31 年度））が過去の実績（191.2 万円（平成 27 年度）、422.1 百万円（平成 28 年度））とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 評価書の対象税目欄から所得税を削除する。将来の減収額（税目別。オフィス減税及び雇用促進税制の合計）については、以下のとおり（なお、雇用促進税制の法人税及び法人住民税の将来の減収額は、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおり）。</p> <p>平成 29 年度 法人税：1,709.6 百万円 法人住民税：220.5 百万円 法人事業税：200.0 百万円（推計）</p> <p>平成 30 年度 法人税：10,900 百万円 法人住民税：1406.1 百万円 法人事業税：713.0 百万円（推計）</p> <p>平成 31 年度 法人税：10,900 百万円 法人住民税：1406.1 百万円 法人事業税：713.0 百万円（推計）</p> <p>② 将来の減収額のうち雇用促進税制については、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおりであり、法人税について、平成 29 年度の減収額の算定根拠は別紙を、平成 30、31 年度の減収額の算定根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」（要望書添付のもの）を参照いただきたい（また、法人住民税の減収額は法人税額に 12.9% を乗じて試算したものである）。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。</p> <p>③ 将来の減収額に比べて過去の実績が僅少な原因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（評価書「9①3 適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり）スケジュール上、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終わることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定業務施設の整備状況（件数、整備時期）に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要することから、平成 27 年度又は平成 28 年度に整備計画の認定を受けた企業においては税制の適用まで至らなかったケースがあったためと考えられる。今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。</li> <li>また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数、減収額も増加するものと見込まれる。</li> </ul> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（平成 32 年までの 5 年間で、地方拠点における雇用者数を 4 万人増加）に対する過去の効果（本特例措置の活用により拡大した雇用者数）が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数は 7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度）と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 達成目標（平成 32 年までの 5 年間で、地方拠点における雇用者数を 4 万人増加）に対する過去の効果（本特例措置の活用により拡大した雇用者数）は、11,560 人（平成 29 年 7 月末時点における地域再生計画に記載された目標値）である。</p> <p>② (3) ②及び(5) ③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、本特例措置により地方拠点の拡充・移転への事業者のインセンティブが高まり、その結果、整備計画の認定件数は着実に増加しているところであり、現状においても、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与しているものといえる。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（平成 32 年までの 5 年間で、地方拠点における雇用者数を 4 万人増加）に対する将来の効果（本特例措置の活用によって増加する雇用者数）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、「本税制措置の効果として（中略）地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果「本税制措置の効果として（中略）地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」が、過去の適用数（7 件（平成 27 年度）、11 件（平成 28 年度））から見込まれる効果とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の効果について「本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で（中略）地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 将来の効果について、本特例措置の適用条件を見直すこととしているにもかかわらず、本特例措置の条件が変更されなかった場合と変更された場合の適用見込みが明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 達成目標（平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加）に対する将来の効果（本特例措置の活用によって増加する雇用者数）は、平成30年度：約16,000人（推計）、平成31年度：約16,000人（推計）である。</p> <p>② 4万人の算定根拠は、過去及び将来の効果を総計したものである（平成27～29年度までで延べ11,560人、平成30年度及び31年度が各16,000人で、計約4万人）。</p> <p>③ (3)③及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、地方拠点における雇用者は増加するものと考えられる。また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数が増え、当該計画に基づき地方拠点における施設整備及び雇用が増加するものと見込まれる。</p> <p>④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化数、地方拠点における安定した良質な雇用者数が本税制措置による直接的な効果となると考えられる。また、今後、経済センサスや民間企業による各種調査などで事後的に直接的な効果を検証する方法を検討する。</p> <p>なお、既述のとおり、今般の税制改正により対象となる企業の裾野が大きく広がり、今後加速的に認定件数及び税制適用件数が高まり、本租税特別措置の効果がさらに高まっていくものと考えられる。</p> <p>また、事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社（N=130）であり、1/3超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている。また、企業の移転・拡充の結果、生産力の向上が図れた（48社）、組織体制の強化が図れた（47社）、職場環境の改善が図れた（55社）、優秀な職員が確保できた（22社）、新たなビジネスチャンスが生まれた（27社）など、企業へも様々な形で、本税制を活用して移転・拡充した効果が現れている。</p> <p>⑤ 本特例措置の条件が変更された場合の平成30年度及び平成31年度の適用見込み（適用件数、適用額）は、評価書「9①適用数等」記載のとおり。変更されなかった場合の適用見込みについては、平成29年度と同水準となるものと考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～③・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、「事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社（N=130）であり、1/3超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている」と説明されているが、平成28年度までの累計適用件数は18件であることから「N=130」である本アンケートの対象事業者が不明であり、また、実施時期も不明であることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充
2	対象税目	(国1)(法人税:義) (地1)(法人住民税、法人事業税:義) <b>【新設・拡充・延長】</b>
3	租税特別措置等の内容	<p><b>【制度の概要】</b> 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p><b>【(1) オフィス減税</b> 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、 ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p><b>【(2) 雇用促進税制</b> ① 地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり (ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ⇒1人あたり60万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:30万円) (イ) 他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者 ⇒1人あたり50万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:20万円) (ウ) 新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者 ⇒1人あたり40万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:10万円) (注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限 ② 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業の認定を受けた法人等のみ) 特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了</p> <p><b>【要望の内容】</b> 東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。</p> <p>1 制度全体の拡充 企業が東京23区から地方へ本社機能を移転する場合(移転型事業)及び本社機能を拡充する場合(拡充型事業)について、雇用要件の緩和及び支援対象施設の拡充を行う。</p> <p>(1) 雇用要件の緩和 ① 整備計画の認定要件 <b>【現行】</b> 移転先施設等で従業員数が10人(中小5人)以上増加すること <b>【緩和】</b> 移転先施設等で従業員数が5人(中小2人)以上増加すること</p>

	<p>②雇用促進税制の適用要件                  【現行】単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加すること                  【緩和】現行の要件又は税制適用期間において、移転先等の特定業務施設の雇用者が5人(中小2人)以上増加することかつ単年度において全事業所の雇用者数が1人以上増加すること</p> <p>③雇用促進税制の適用人数                  【現行】全事業所の雇用者増加数が上限                  【緩和】支援対象地域の全事業所の雇用者増加数が上限</p> <p>(2)支援対象施設の拡充                  【現行】事務所、研究所、研修所                  【拡充】先端工場、物流拠点、社員住宅等を追加</p> <p>2 移転事業の拡充                  東京一極集中は正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和及び支援対象外地域の見直しを行う。</p> <p>(1)要件の緩和                  ①対象区域                  【現行】道府県内の一部に限定                  【緩和】対象区域の限定を廃止                  ②移転先施設の従業員増加数                  【現行】移転先施設の従業員の過半数が東京23区からの転勤者                  【緩和】当該過半数を1/4に緩和</p> <p>(2)支援対象外地域の見直し                  【現行】首都圏、中部圏、近畿圏                  【緩和】中部圏、近畿圏を支援対象外地域から除外</p> <p>《関係条項》租税特別措置法(昭和32年法律第26号)                  第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
4 担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年7月 分析対象期間:平成27年10月2日～平成32年3月31日 (平成27年10月2日…本税制に関する地域再生計画の初の認定日)
6 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>《制度創設年度》                  地方拠点強化税制(注)の創設…平成27年度                  (注)(1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの                  ※雇用促進税制の創設は平成23年度</p> <p>《改正経緯》                  ○平成27年度                  地方拠点強化税制の創設                  (1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)                  (2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度                  地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度                  地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)とし、雇用促進税制につい</p>

		て、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等) (参考)雇用促進税制の改正経緯 ○平成23年度 雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除) ○平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を20万円から40万円へ引き上げ) ○平成26年度 雇用促進税制の2年間の延長 ○平成28年度 雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
7 適用又は延長期間		2年間(平成30年度～31年度)
8 必要性等	①:政策目的及びその根拠 ②:政策体系における政策目的の位置付け	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号)                  第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。                  第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略                  (平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日、平成28年12月22日改訂)                  「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p> <p>政策目標4 地方創生の推進                  施策目標8 地域再生の推進</p>

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32 年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加</li> <li>・地方拠点における雇用者数を4万人増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。</p> <p>本税制は平成 27 年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道府県において、事業者が作成する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を順次行っており、認定件数の状況等は以下のとおり。</p> <p>&lt;地域再生計画の認定状況等&gt;</p> <p style="text-align: center;">※平成 29 年7月末時点の累計値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th>雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>44 道府県(51 計画)</td> <td>1,403 件</td> <td>11,560 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況等&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数(注1)</td> <td></td> <td>77件</td> <td>76件</td> <td>19件</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数(注2)</td> <td></td> <td>26件(注3)</td> <td>41件</td> <td>17件</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 平成 29 年 7 月 18 日までに都道府県から報告があったもの                  (注2) 平成 29 年 7 月 28 日までに労働局から報告のあったもの                  (注3) 整備計画認定日もしくは雇用促進計画の計画期間が平成 27 年度中であるものの件数。</p> <p>また、本税制の適用件数等の実績及び将来の推計値は以下のとおり。</p> <p>1. 適用件数</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 4 件 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 19 件 (都道府県に対する実績調査より)</p> <p>平成 29 年度 94 件(推計)</p> <p>平成 30 年度 460 件(推計)</p> <p>平成 31 年度 460 件(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 7 件 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 11 件(推計)「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」(平成 29 年7月末現在)</p> <p>平成 29 年度 18 件(推計)「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」(平成 29 年7月末現在)</p> <p>平成 30 年度 1,351 件(推計)</p>	区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇用創出数	合計数	44 道府県(51 計画)	1,403 件	11,560 人	区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	累計	認定整備計画数(注1)		77件	76件	19件	172	雇用促進計画受付件数(注2)		26件(注3)	41件	17件	84
		区分	地域再生計画の認定都道府県数			認定地域再生計画における目標値																									
整備計画認定件数	雇用創出数																														
合計数	44 道府県(51 計画)	1,403 件	11,560 人																												
区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	累計																										
認定整備計画数(注1)		77件	76件	19件	172																										
雇用促進計画受付件数(注2)		26件(注3)	41件	17件	84																										
① 適用数等	<p>平成 31 年度 1,351 件(推計)</p> <p>2. 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 380.3 百万円 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 654.7 百万円</p> <p>平成 29 年度 3,234.3 百万円(推計)</p> <p>平成 30 年度 10,440 百万円(推計)</p> <p>平成 31 年度 10,440 百万円(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 4 百万円 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 42.6 百万円(推計)</p> <p>平成 29 年度 73.0 百万円(推計)</p> <p>平成 30 年度 7,170 百万円(推計)</p> <p>平成 31 年度 7,170 百万円(推計)</p> <p>3. 適用件数や額が僅少である理由</p> <p>本税制のうちオフィス減税は、平成 27 年 8 月に創設された本税制のスキームが、①国において自治体の地域再生計画の認定を行った後に②都道府県が事業者の整備計画の認定を行うことになっていたため、スケジュール上、平成 27 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったためである。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。今後、平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、認定件数についても、今後、小規模案件や支援対象施設や地域の追加・拡充等により、対象となる企業の裾野が拡大し、それにより整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる。</p> <p>また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中(雇用促進計画の計画期間中)に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>																														

② 減収額	<p>本税制による減収額の実績及び将来の推計値は以下のとおり。</p> <p>○オフィス減税 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度(推計)</th> <th>H30 年度(推計)</th> <th>H31 年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						H27 年度	H28 年度	H29 年度(推計)	H30 年度(推計)	H31 年度(推計)						
		H27 年度	H28 年度	H29 年度(推計)	H30 年度(推計)	H31 年度(推計)											

			国税(法人税)	149.8	331.3	1636.6	3730.0	3730.0
			地方税	37.7	73.7	411.1	1194.2	1194.2
			法人住民税	10.3	42.7	211.1	481.2	481.2
			法人事業税	27.4	31.0	200.0	713.0	713.0
			計	187.5	405.0	2047.7	4924.2	4924.2
			○雇用促進税制 (百万円)					
				H27年度	H28年度	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)
			国税(法人税)	3.8	42.6	73.0	7170.0	7170.0
			地方税(法人住民税)	0.5※	5.5	9.4	924.9	924.9
			計	4.3	48.1	82.4	8094.9	8094.9
			※ 国税(3.8百万円)に12.9%を乗じて試算。					
			【備考】					
			・平成27年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に基づく。					
			・平成28年度は、都道府県に対する実績調査等に基づく。					
			・なお、雇用促進税制における税制優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。					
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 平成27年度から31年度までの減収額は、271.4億円を推計。 一方、本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる。このうち、経済効果は以下のとおり。 ＜経済効果＞						
				オフィス減税	雇用促進税制			
				平成27年度	4,768百万円	45百万円		
				平成28年度	20,343百万円	417百万円		
				平成29年度	100,497百万円	680百万円		
				平成30年度	193,512百万円	25,668百万円		
				平成31年度	193,512百万円	25,668百万円		
			※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数2.0145を乗じて算出。					
			※増加雇用者は16,083人(減収額試算 資料参照)、このうち未就業入職者の割合は約38%(平成28年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は420万円(平成27年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計。					
			本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44の道府県(51計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定が行われ始めていることから、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しされるものと考えられる。					
			《税収減を是認するような効果の有無》 本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによって、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。					

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる。施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という目的と、より整合的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。 ・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。 ・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。 本税制の延長・拡充をすることによって、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認められる。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年7月

## 試算方法

## 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H30・31)

## 【減収見込額】

■ 国税 109.0 億円

【内訳】・法人税：オフィス減税37.3億円＋雇用促進税制71.7億円

■ 地方税 21.1 億円

【内訳】・法人住民税：オフィス減税分4.8億円、雇用促進税制分9.2億円  
・法人事業税：7.1億円

■ 合計 130.1 億円

## ○減収見込額(オフィス減税)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であることから、オフィス減税が適用される割合を60%※と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60/100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200/1500) = 120$ 件  
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300/1500) = 780$ 件 となる。

- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、  
移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件
- ・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は、  
移転型事業について、大企業8件、中小企業54件  
拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

(※) (一社)日本ビルヂング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国土省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合を60%とする。

《設備投資額見込み》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、  
創設時(平成25年度統計): $1.53兆 \div 10,730件 \approx 1.43$ 億円に対し、  
直近(平成28年度統計): $2.05兆 \div 11,273件 \approx 1.82$ 億円。よって、 $1.82 \div 1.43 \approx 1.27$   
以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均12.7億円程度/件、中小企業:平均2.5億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成28年度年中に全国で着工された事務所11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

オフィス減税 減収見込額

【移転型】

特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定

合計:37.3億円

○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 12.7\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 4\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.0\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 12.7\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 4\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.2\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 27\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.2\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 27\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 4.3\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
13.7億円程度

【拡充型】

○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 23\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 23\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 176\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 9.1\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 176\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 11.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
23.6億円程度

試算方法

○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。①)

・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。②)

・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①)②)より、

認定整備計画の件数は、**移転型事業について、大企業20件、中小企業180件**  
**拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件。**③)

・整備計画の認定を受けた企業のうち、雇用要件を満たし、雇用促進税制の適用が可能な企業の割合は、90.1%(※1)と仮定。④)

(※1)平成29年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)において、本社機能の拡充・移転を行った企業(146社)のうち、法人全体の雇用増加数が1人以上の企業は80.1%。これに加え、今回の雇用要件緩和による呼び水効果により、残りの企業(19.9%)の半数が雇用要件を満たすようになるものと仮定。

③④により、雇用促進税制の適用件数は、

**移転型事業について、大企業18件、中小企業162件**  
**拡充型事業について、大企業117件、中小企業1054件。**

《平均適用人数見込み》

・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

**移転型事業について、大企業28.2人、中小企業9.5人**  
**拡充型事業について、大企業44.3人、中小企業8.4人**

・上乗せ部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

**移転型事業について、大企業101.4人、中小企業41.1人**

《1人当たりの控除額見込み》

・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

**移転型事業について、大企業27.8万円、中小企業31.4万円**  
**拡充型事業について、大企業30.2万円、中小企業36.5万円**

地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計

1. 地方拠点強化税制における雇用促進税制の概要

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設）。

- (i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。
  - (ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円  
(法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合：30 万円)
  - (イ) 無期雇用でない又はフルタイムでない雇用者の占める割合が 4 割を超える時には、その超過部分に相当する人数について 1 人当たり 40 万円（同：10 万円）
  - (ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から(ア)及び(イ)を控除した人数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）
- (ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

2. 雇用促進税制の適用件数、適用人数等（推計）について

○ 平成 27 年度及び平成 28 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告（平成 29 年 7 月末時点）及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 27 年度	平成 28 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数（件）	26	41
	(i) 拡充型	21	35
	(ii) 移転型	5	6
	② 達成状況報告受付件数（件）	17	—
	(i) 拡充型	14	—
	(ii) 移転型	3	—
(国税) 適用実態調査	③ 適用件数（件）	7	—
	④ 適用減収総額（千円）	3,778	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）  
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

○ 平成 28 年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数（上記「①計画受付件数」）以外の件数等は、平成 27 年度における実績を踏まえて推計し、平成 29 年度における件数等については、平成 27 年度から平成 28 年度にかけての増加率で、平成 28 年度から 29 年度にかけても増加すると仮定して推計する。



<公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

平成 29 年度

- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①は 26 件、平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 41 件、従って、その増加率は 57.7%。
- ・平成 28 年度から平成 29 年度にかけても、同様の増加率で推移すると仮定すると、平成 29 年度の計画受付件数①は、65 件（＝41 件×1.577）。拡充型と移転型の比率は平成 28 年度と同様とすると、**拡充型が 55 件**（＝65 件×35/41）、**移転型が 10 件**（＝65 件×6/41）と推計される。

<雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成 28 年度

- ・平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 41 件（拡充型：35 件、移転型：6 件）
- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 65.4%（＝17 件/26 件）
- ・平成 28 年度においてもこの割合（65.4%）で達成状況報告件数が推移すると仮定すると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）は 27 件（＝41 件×65.4%）（**拡充型：23 件**（35 件×65.4%）、**移転型：4 件**（6 件×65.4%））

平成 29 年度

- ・平成 29 年度の雇用促進計画の受付件数①は 65 件（拡充型：55 件、移転型：10 件）と推計。
- ・平成 29 年度においても、平成 27 年度と同様の割合で達成状況報告件数が推移すると仮定とすると、平成 29 年度の達成状況報告受付件数②（推計値）は、43 件（＝65 件×65.4%）（**拡充型：36 件**（55 件×65.4%）、**移転型：7 件**（10 件×65.4%））

<「税額控除実施法人数」について>

平成 28 年度

- ・平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 41.2%（＝7 件/17 件）
- ・平成 28 年度における適用件数③についてもこの割合（41.2%）で適用件数が積みまるとすると、平成 28 年度における適用件数③（推計値）は **11 件**（＝27 件×41.2%）（**拡充型：9 件**（23 件×41.2%）、**移転型：2 件**（4 件×41.2%））

平成 29 年度

- ・平成 29 年度における適用件数③についても平成 27 年度と同様の割合（41.2%）で適用件数が積みまるとすると、平成 29 年度における適用件数③（推計値）は **18 件**（＝43 件×41.2%）（**拡充型：15 件**（36 件×41.2%）、**移転型：3 件**（7 件×41.2%））

<「控除対象地方事業所基準雇用者数 ①」について>

- 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業 1 社当たりの平均雇用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

平成 27 年度

7 件 × 4 人（※1） = **28 人**

（※1）地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告（平成 27 年度）において、雇用促進税制の適用が見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者の増加数のいずれか少ない数）の平均値は 4 人

平成 28 年度

11 件 × 23.7 人（※2） = **261 人**

（※2）平成 29 年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ②」について>

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合（31.9%（※3））を用いて推計。

（※3）アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

平成 27 年度

28 人 × 31.9% = **9 人**

平成 28 年度

261 人 × 31.9% = **83 人**

<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>

- ①から②を控除して推計。

平成 27 年度

28 人 - 9 人 = **19 人**

平成 28 年度

261 人 - 83 人 = **178 人**

<「新規雇用者総数 ④」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて推計。

平成 29 年度

18 件 × 10.4 人（※4） = **187 人**

（※4）アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における新規

雇用者総数（特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

#### <「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} (\text{※}5) = \underline{117 \text{ 人}}$$

(※5) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数×46.3%（※6）、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

(※6) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成28年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

#### <「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑥」について>

- アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$117 \text{ 人} \times 21.9\% (\text{※}7) = \underline{26 \text{ 人}}$$

(※7) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数×46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

#### <「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

- ⑤から⑥を控除して推計。

平成 29 年度

$$117 \text{ 人} - 26 \text{ 人} = \underline{91 \text{ 人}}$$

#### <「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 2.8 \text{ 人} (\text{※}8) = \underline{50 \text{ 人}}$$

(※8) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における新規雇用者総数の平均値－控除対象特定新規雇用者数の平均値－非特定新規雇用者超過数の平均値

#### <「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 13.3 \text{ 人} (\text{※}9) = \underline{239 \text{ 人}}$$

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）－新規雇用者総数（特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

#### <「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

- ⑧と⑨を合計して推計。

平成 29 年度

$$50 \text{ 人} + 239 \text{ 人} = \underline{289 \text{ 人}}$$

#### <「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

- 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこれを合算することにより推計。

平成 29 年度

$$50 \text{ 人} \times 37.3\% (\text{※}10) + 239 \text{ 人} \times 34.9\% (\text{※}11) = \underline{102 \text{ 人}}$$

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※11) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計の割合

#### <「非特定新規雇用者超過数 ⑫」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 1.1 \text{ 人} (\text{※}12) = \underline{20 \text{ 人}}$$

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における非特定新規雇用者超過数（新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－新規雇用者総数×0.4（0を下回る場合は0））の平均値

<「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑭」について>

- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$20 \text{ 人} \times 41.8\% (\text{※13}) = \underline{8 \text{ 人}}$$

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

<「非特定新規雇用者超過数のうち⑭以外の数⑮」について>

- ⑬から⑭を控除して推計。

平成 29 年度

$$20 \text{ 人} - 8 \text{ 人} = \underline{12 \text{ 人}}$$

<「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(②×50万円)又は(⑥×60万円+⑩×50万円+⑭×40万円)⑯」について>

平成 27 年度

$$9 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{4.5 \text{ 百万円}}$$

平成 28 年度

$$83 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{41.5 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$26 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 102 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} + 8 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = \underline{69.8 \text{ 百万円}}$$

<「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(③×20万円)又は(⑦×30万円+⑫×20万円+⑮×10万円)⑰」について>

平成 27 年度

$$19 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{3.8 \text{ 百万円}}$$

平成 28 年度

$$178 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{35.6 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$91 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 187 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + 12 \text{ 人} \times 10 \text{ 万円} = \underline{65.9 \text{ 百万円}}$$

<「地方事業所特別基準雇用者数⑱」について>

- 平成 27 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成 28 年度及び 29 年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数

26.3 人(※14)を乗じて推計。

(※14) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(8社)における特定業務施設における増加人数の平均値

平成 27 年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準雇用者数に係る適用件数が0であることから、0人と推計。

平成 28 年度

$$2 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{53 \text{ 人}}$$

平成 29 年度

$$3 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{79 \text{ 人}}$$

<「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(⑩×30万円)⑲」について>

平成 27 年度

$$0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{0 \text{ 百万円}}$$

平成 28 年度

$$53 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{15.9 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$79 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{23.7 \text{ 百万円}}$$

<「税額控除額」について>

- 平成 28 年度と平成 29 年度の税額控除額(適用減収総額⑳)については、平成 27 年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値(⑯+⑰+⑱)に対する税額控除額の割合 45.8% (=3.8 / (4.5+3.8+0)) をそれぞれの年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値(⑯+⑰+⑱)に乗じて推計する。

平成 28 年度

$$(41.5 \text{ 百万円} + 35.6 \text{ 百万円} + 15.9 \text{ 百万円}) \times 45.8\% = \underline{42.6 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$(69.8 \text{ 百万円} + 65.9 \text{ 百万円} + 23.7 \text{ 百万円}) \times 45.8\% = \underline{73.0 \text{ 百万円}}$$

## &lt;まとめ&gt;

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	
適用件数（税額控除実施法人数）	7	11（推計）	18	
控除対象地方事業所基準雇用者数 ①	28（推計）	261（推計）		
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を 満たす法人に係る数 ②	9（推計）	83（推計）		
うち②以外の数 ③	19（推計）	178（推計）		
新規雇用者総数 ④			187	
控除対象特定新規雇用者数 ⑤			117	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を 満たす法人に係る数 ⑥			26	
うち⑥以外の数 ⑦			91	
非特定新規雇用者数 ⑧			50	
非新規基準雇用者数 ⑨			239	
非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の 合計（⑧+⑨） ⑩			289	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を 満たす法人に係る数 ⑪			102	
うち⑪以外の数 ⑫			187	
非特定新規雇用者超過数 ⑬			20	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を 満たす法人に係る数 ⑭			8	
うち⑭以外の数 ⑮			12	
地方事業所基 準雇用者数に 係る措置の雇 用者数基準額 (単位：百万円)	(②×50万円)又は(⑥×60万円+ ⑪×50万円+⑭×40万円) ⑯	4.5（推計）	41.5（推計）	69.8
	(③×20万円)又は(⑦×30万円+ ⑫×20万円+⑮×10万円) ⑰	3.8（推計）	35.6（推計）	65.9
地方事業所特別基準雇用者数 ⑱	0（推計）	53（推計）	79	
地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用 者数基準額（⑱×30万円）（単位：百万円） ⑲	0	15.9（推計）	23.7	
適用額（税額控除額）（単位：百万円） ⑳	3.8	42.6（推計）	73.0	

(以上)



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）に対する達成目標（「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）」（未来投資戦略（平成29年6月9日））の寄与について、「具体的な実績としては、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいては、…（中略）…、現段階ではまだ途中経過であるが、目標実現に寄与している」と説明されているが、なぜ達成目標が実現することによって国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされるのか、明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標のうち「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）」について、2016年10月時点で目標を達成しており、新たな達成目標を設定する又は維持目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかるKPIであり、大胆な規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。</p> <p>このため、日本再興戦略2016で示された「今後3年間（2016・2017・2018年度）、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す」を、より本税制の目的と近い関係にある達成目標として、評価書に記載。</p> <p>以下のとおり追記。</p> <p>① 国のビジネスのしやすさをランキング化（事業の始め易さ、資金調達、税金など）している世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）や、より魅力的で高度なビジネススキルを有した人々や企業を世界中から惹きつける都市をランキング化した、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」で3位以内に入ることは、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済拠点の形成がこれまでに図られていることを確認することができるため、これらの達成目標が実現することによって、国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされることを測る総合的なKPIとして掲げたもの。</p> <p>一方で、本税制措置における直接的な効果については、建物など大型の設備投資案件もある中で、設備投資額の増額目標に貢献することが期待されること。</p> <p>② ランキングにおいて、日本の順位の上昇及び東京の順位を維持することにより、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されて</p>
-------------------------------------------------------------------------------

<p>おらず、その適切な理由も十分に説明されていない。</p> <p>② 過去の適用額について、評価書本体の数値と別紙1の数値が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、直近の情報を把握する観点から、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の対象法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である自社の実際の税額控除額等を正確に把握していない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。</p> <p>なお、「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。</p> <p>② 過去の適用額について、修正（別紙1の②特別償却実施額と③税額控除実施額の合算）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額について、評価書本体の数値と別紙1の数値が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>将来の適用額について、修正（別紙1の②特別償却実施額と③税額控除実施額の合算）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も十分に明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、直近の情報を把握する観点から、各特区に対して前年度の実績を調査している。各特区の対象法人の中には、課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である自社の実際の税額控除額等を正確に把握していない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。</p> <p>なお、「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--------------------------------------------------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており」と説明されているが、算定根拠（計算、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており」と説明されているが、過去の実績と将来の予測を区別した上で年度ごとに把握されていない。また、過去の効果（平成26年度の世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）及び森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキン」）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）、2件（平成27年度）、1件（平成28年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p>④ 過去の効果について、「本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果（本特例措置を活用して特区において研究開発等が行われることにより、どのようにして各ランキングの順位上昇が見込まれるのか）が把握されていない。</p> <p>⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、特区ごと（平成29年9月時点で11特区）、事業ごと（平成29年9月時点で23事業（国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号イ(1)から(8)まで、同号ロ(1)から(9)まで、同号ハ、第二号イからニまで、及び同項第三号に定める事業を指す。）の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 法人指定11件及び設備投資111,538百万円については、平成26年度から平成31年度までの指定数及び取得価格を特区に対して調査したものである。 法人指定：H26 1件 + H27 2件 + H28 1件 + H29 2件 + H30 3件 + H31 2件 = 11件 設備投資：H26 0百万円 + H27 59百万円 + H28 111百万円 + H29 5,683百万円 + H30 17,724百万円 + H31 87,961百万円 = 111,538百万円</p> <p>② 「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており」と「平成26年度から平成28年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成29年度から平成31年度までは7件の法人指定、111,368百万円の設備投資が見込まれている。」に修正。世界銀行「Doing Business」によれば、2014年の日本のビジネス環境ランキングは19位、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキン」によれば、2014年の東京の都市総合ランキングは4位であった。</p> <p>③ 本税制措置は、医療、国際、農業の分野で特に先進性の高い取り組みを行うため、適</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

用数こそ少ないものの、特区内における民間投資の拡大により、着実に産業の国際競争力の強化又は国際的な経済拠点の形成に資する研究開発または製造に供する設備投資を通じて、高度な研究開発や製造等の基盤を整えることで、高度な研究開発の推進及び事業化により新たな付加価値をもたらす製品の生産・出荷、サービス提供方法の開発などを通じ、競争力の高い水準の医療提供に向けたビジネスの推進をもたらす。このため、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業を行うことにより、直接的に設備投資の増加につながるばかりでなく、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に十分に寄与し、達成目標である各ランキングの順位上昇が見込まれる。

④ 「医療」の分野では、治療方法の確立されていない分野等における高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発等を行い、他国に先んじて、新たな成長産業を生み出すとともに、いち早く実用化・製品化することによって、他産業まで広く経済効果の波及が見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキン」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

「国際」の分野では、国際会議等に活用可能なMICE施設の整備、外国人ビジネスマンの働きやすい執務環境の整備やその家族・子女の教育環境の整備、外国語・英語に対応した医療体制を整備するなど、高度なビジネススキルをもって来日した外国人が活動しやすい環境を整えることによって、国際的な事業機会の創出及び国際的な規模の事業活動の促進を図る。このため、かかる用途に資する施設や設備の大規模な投資高の増加に直接寄与することはもとより、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるStarting a business（事業の始め易さ）や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキン」の指標である「経済」及び「居住」、「環境」の分野の上昇に寄与する。

「農業」の分野では、例えばICTやロボット技術などを組み合わせるなど、付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発や当該技術の活用に関する事業を行うことによって、戦略的なブランド力強化や輸出などの成長を見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるTrading across borders（海外貿易のし易さ）や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキン」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

また、本特例は税制の措置であるため、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるPaying taxes（税金）にも寄与する。

⑤ 別紙2及び3を追加し、「①租税特別措置等によるべき妥当性等」に「なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定（別紙2及び3）されており、必要最小限の措置である。」と追記。

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標（今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）について、過去の適用数が僅少であることを踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したことを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標（今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）について、「設備投資：H26 0百万円+H27 59百万円+H28 111百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点も課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、対象事業・事業別の適用実態が明らかにされ、「措置の対象は（中略）一定の事業の用に供する設備等に限定」と説明されているが、その限定された対象に適用実態がない分野・事業がみられるため、そのような実態を踏まえた分析をすることから、この点を課題とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、算定根拠（計算、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、過去の実績と将来の予測を区別した上で年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）」（未来投資戦略（平成29年6月9日））に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>④ 将来の効果について、予測される将来の適用数（法人税）4件（平成29年度）、4件（平成30年度）、4件（平成31年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、特区ごと（平成29年9月時点で11特区）、事業ごと（平成29年度9月時点で23事業（国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号イ（1）から（8）まで、同号ロ（1）から（9）まで、同号ハ、第二号イからニまで、及び同項第三号に定める事業を指す。）の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 法人指定11件及び設備投資111,538百万円については、平成26年度から平成31年度までの指定数及び取得価格を特区に対して調査したものである。 法人指定：H26 1件 + H27 2件 + H28 2件 + H29 2件 + H30 3件 + H31 2件 = 11件 設備投資：H26 0百万円 + H27 59百万円 + H28 111百万円 + H29 5,683百万円 + H30 17,724百万円 + H31 87,961百万円 = 111,538百万円</p> <p>② 「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」を「平成26年度から平成28年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成29年度から平成31年度までは7件の法人指定、111,368百万円の設備投資が見込まれている。」に修正。</p> <p>③ 「医療」の分野では、治療方法の確立されていない分野等における高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発等を行い、他国に先んじて、新たな成長産業を生み出すとともに、いち早く実用化・製品化することによって、他産業まで広く経済効果の波及が見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。 「国際」の分野では、国際会議等に活用可能なMICE施設の整備、外国人ビジネスマンの働きやすい執務環境の整備やその家族・の子どもの教育環境の整備、外国語・英語に対応した医療体制を整備するなど、高度なビジネススキルをもって来日した外国人が活動しやすい環境を整えることによって、国際的な事業機会の創出及び国際的な規模の事業活動の促進を図る。このため、かかる用途に供する施設や設備の大規模な投資高の増加に直接寄与することはもとより、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるStarting a business（事業の始め易さ）や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」の指標である「経済」及び「居住」、「環境」の分野の上昇に寄与する。 「農業」の分野では、例えばICTやロボット技術などを組み合わせるなど、付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発や当該技術の活用に関する事業を行うことによって、戦略的なブランド力強化や輸出などの成長を見込める。このため、係る用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるTrading across borders（海外貿易のし易さ）や森記</p>

<p>念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。 また、本特例は税制の措置であるため、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）の指標であるPaying taxes（税金）の上昇にも寄与する。</p> <p>④ 本税制措置は、医療、国際、農業の分野で特に先進性の高い取り組みを行うため、適用数こそ少ないものの、特区内における民間投資の拡大により、着実に産業の国際競争力の強化又は国際的な経済拠点の形成に資する研究開発又は製造に供する設備投資を通じて、高度な研究開発や製造等の基盤を整えることで、高度な研究開発の推進及び事業化により新たな付加価値をもたらす製品の生産・出荷、サービス提供応報の開発などを通じ、競争力の高い水準の医療・国際・農業分野におけるビジネスの推進をもたらす。このため、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業を行うことは、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に十分に寄与し、達成目標である各ランキングの順位上昇が見込まれる。</p> <p>⑤ 別紙2及び3を追加し、「①租税特別措置等によるべき妥当性等」に「なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定（別紙2及び3）されており、必要最小限の措置である。」と追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標（今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）について、予測される将来の適用数（法人税）4件（平成29年度）、4件（平成30年度）、4件（平成31年度）は、それぞれ10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、対象分野・事業別の適用見込みが明らかにされ、「措置の対象は（中略）一定の事業の用に供する設備等に限定」と説明されているが、その限定された対象に適用見込みがない分野・事業が見られるため、そのような実態を踏まえた分析をする必要があることから、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 新たに追加された達成目標（今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）に対する将来の効果について、「H29 5,683百万円 + H30 17,724百万円 + H31 87,961百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
2	対象税目	(国3)(法人税:義) (地3)(法人住民税、法人事業税:義、固定資産税:外)  【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の50% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の25% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の15% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の8% (当期法人税額の20%までを限度とする)  ② 研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(50%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。 ・対象設備：機械・装置(4千万円以上) 開発研究用器具・備品(2千万円以上) ・特別償却率：取得価額の50% ・税額控除率：減価償却費の20%  ③ 固定資産税の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間当該設備に係る課税標準となるべき価格の2分の1とする制度。  (要望内容)

		国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において平成30年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の10、第68条の14 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の10、第39条の44 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第20条の5、第22条の27 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第41項
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成26年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～平成31年度)
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。  《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。  ・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)

		<p>(国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進</p> <p>施策目標4 国家戦略特区の推進</p>																					
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「2020年までに、(世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)において、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カラランキング」において、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」「(未来投資戦略(平成29年6月9日))。</p> <p>このランキングにおいて、日本の順位の上昇及び東京の順位を維持することにより、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。</p> <p>国のビジネスのしやすさをランキング化(事業の始め易さ、資金調達、税金など)としている世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)や、より魅力的で高度なビジネススキルを有した人々や企業を世界中から惹きつける都市をランキング化した森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カラランキング」で3位以内に入ることは、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済拠点の形成がこれまで以上に図られていることを確認することができるため、これらの達成目標が実現することによって、国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされることを測る総合的なKPIとして掲げたもの。</p> <p>一方で、本税制の目的と近い関係にある達成目標として、「今後3年間(2016・2017・2018年度)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す」(日本再興戦略2016)も掲げる。本税制措置における直接的な効果については、建物など大型の設備投資案件もある中で、設備投資額の増額目標に貢献していく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>具体的な実績としては、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいては、平成27年は24位(先進国中)、平成28年は26位(先進国中)となっており、世界の都市総合ランキングにおいては、平成27年は4位、平成28年は3位となっており、現段階でまだ途中経過であるが、目標実現に寄与している。</p> <p>今後も各特区からの調査結果では設備投資の見込案件があることから、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成が図られることで、民間投資、経済活動の活性化を促し、本特例措置を通じて達成目標の実現を目指していく。</p>																					
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>19</td> <td>539</td> <td>1,738</td> <td>16,871</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	区分 \ 年度	平成26	27	28	29	30	31	適用法人数	0	2	1	4	4	4	適用額	0	42	19	539	1,738	16,871
区分 \ 年度	平成26	27	28	29	30	31																	
適用法人数	0	2	1	4	4	4																	
適用額	0	42	19	539	1,738	16,871																	

		<p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものを。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)</p> <p>(適用法人数)認定区域計画に定められた法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p> <p>○前回評価(平成27年度)時における適用数の将来予測と実績 (前回の将来予測)平成28年度の適用見込数:4件</p> <p>・平成28年度においては、医療事業を行う4社で設備投資を見込んでいたが、うち2社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。 また、残りの2社については、指定金融機関からの貸付を受けることができないことを理由に事業実施計画の確認の申請取り下げなどがあったため、計画の認定を見送ったことによるもの。</p>																												
	② 減収額	<p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>500</td> <td>1,692</td> <td>5,767</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものを。</p> <p>①前回評価(平成27年度)時における減収額の将来予測と実績 (前回の見込額)平成27年度(法人税:56百万円) 平成28年度(法人税:577百万円)</p> <p>・平成27年度においては、医療機器開発事業による設備投資を見込んでいたが、事業スケジュールに変更があり、設備投資時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。</p> <p>・平成28年度においては、医療事業を行う4社からの設備投資を見込んでいたが、うち2社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。</p> <p>また、残りの2社については、指定金融機関からの貸付を受けることができないことを理由に事業の申請取り下げなどがあったことにより、計画の認定を見送ったことによるもの。</p>	区分 \ 年度	平成26	27	28	29	30	31	法人税	0	12	4	500	1,692	5,767	法人住民税	0	1	1	1	1	235	法人事業税	0	2	1	1	2	520
区分 \ 年度	平成26	27	28	29	30	31																								
法人税	0	12	4	500	1,692	5,767																								
法人住民税	0	1	1	1	1	235																								
法人事業税	0	2	1	1	2	520																								

		<p>②過去の実績と29年度以降の減収見込額の乖離について 過去の実績と比較すると法人数の伸びは1～3件であるが、29年度～30年度においては、各年で大型投資となる建物の建設に対しての設備投資を見込んでいる法人がある。 また、過去の実績に比べて、1法人が投資する設備の件数が多くなることも一因となっている。</p>
③: 効果・税収減是認効果		<p>《効果》 ○政策目的達成の実現状況 平成26年5月、平成27年8月、平成28年1月と3次にわたり国家戦略特別区域として10区域が指定され、設備投資に係る課税の特例4事業を含む242事業について認定を行った。さらに、集中取組期間の集大成として、本年3月には、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年6月に成立したところである。 これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成28年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成29年度から平成31年度までは7件の法人指定、111,368百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現により、2年間で8,985百万円の減収が見込まれるものの、5件の法人指定、105,685百万円の設備投資が見込まれている。 国家戦略特区における認定区域計画に基づき、産業の国際競争力の強化や国際経済拠点形成に資すると認められた特定事業を行う企業の設備投資を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、平成28年度までに183百万円の民間投資を生じさせた。さらに平成31年度までに、111,418百万円の民間投資を促進するため、3年間の設備投資目標達成に至る一環として寄与するものである。 また、設備投資を通じて革新性のある特定事業を推進する環境が整うため、規制・制度改革と併せて国家戦略特区の目的である「世界で最もビジネスをしやすい環境の整備」に資することから、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキング</p>

			の順位上昇が予測される。
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によることが妥当である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定(別紙2及び3)されており、必要最小限の措置である。</p> <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p> <p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(平成27年内閣10)

(別紙 1)

## 適用数等及び減収額の算定根拠

## ○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	0 百万円		⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 百万円		②×税率+③
⑥ 法人住民税	0 百万円		②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 百万円		⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円		②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円		②×税率

## ○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	39 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	15 百万円	12 百万円+1 百万円+2 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	12 百万円	39 百万円×23.9%+3 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1 百万円	39 百万円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	2 百万円	1 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	39 百万円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	39 百万円×2.9%	②×税率

## ○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	19.22 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	6 百万円	4 百万円+1 百万円+1 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	4 百万円	19.22 百万円×23.4%+0 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1 百万円	19.22 百万円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1 百万円	0 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	19.22 百万円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	19.22 百万円×2.9%	②×税率

## ○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	51.50 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	488.04 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	502 百万円	500 百万円+1 百万円+1 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	500 百万円	51.5 百万円×23.4%+488.04 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1 百万円	51.5 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1 百万円	0 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	51.5 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	51.5 百万円×2.9%	②×税率

## ○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	60 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	1,678.32 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,695 百万円	1,692 百万円+1 百万円+2 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,692 百万円	60 百万円×23.2%+1,678.32 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1 百万円	60 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	2 百万円	0 百万円+2 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	60 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	2 百万円	60 百万円×2.9%	②×税率

## ○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	14,459 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,412.08 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	6,522 百万円	5,767 百万円+235 百万円+520 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	5,767 百万円	14,459 百万円×23.2%+2,412.08 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	235 百万円	14,459 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	520 百万円	101 百万円+419 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	101 百万円	14,459 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	419 百万円	14,459 百万円×2.9%	②×税率

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み（取得価額、区域認定法人）

（別紙2）

単位（百万円）

	東京圏	関西圏	新潟市	養父市	北九州市・福岡市	沖縄県	仙北市	仙台市	愛知県	今治市・広島県	合計
平成26年度（実績）	0	0 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (1法人)
平成27年度（実績）	0	39 (1法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	59 (2法人)
平成28年度（実績）	0	111 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	111 (1法人)
平成29年度（見込）	60 (2法人)	5,623 (0法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	5,683 (2法人)
平成30年度（見込）	724 (2法人)	17,000 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	17,724 (3法人)
平成31年度（見込）	87,961 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,961 (2法人)
合計	88,745 (6法人)	22,773 (4法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	111,538 (11法人)

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み（区域認定法人）

（別紙3）

対象分野・事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
医療（施行規則第1条第1号イ）	1	1	1	2	1	0	6
(1) 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造		1			1		2
(2) 高度再生医療の研究開発・製造			1				1
(3) 医療・介護用ロボットの研究開発・製造							0
(4) 高度医療の治験・臨床研究				1			1
(5) 医療情報システムの研究開発							0
(6) 高度医療施設の整備・運営							0
(7) 高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営							0
(8) 高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供							0
◆(イ) 難治性疾患に係る先進的な医薬品の研究開発・製造							0
◆(ロ) 難治性疾患に係る先進的な再生医療の研究	1			1			2
◆(ハ) 低侵襲性診断・治療に係る先進的な医療機器の研究開発							0
国際（施行規則第1条第1号ロ）	0	0	0	0	2	2	4
(1) 多国籍企業が行う統括事業							0
(2) MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営					2	2	4
(3) 国際会議に参加する外国人に対するサービス提供							0
(4) 外国語教育							0
(5) インターナショナルスクールの整備 ※貸付けの場合							0
(6) 外国語による医療の提供							0
(7) 外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営							0
(8) 外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート							0
(9) 外国人向けサービスアパートメントの整備・運営							0
農業（施行規則第1条第1号ハ）	0	1	0	0	0	0	1
高付加価値化、6次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用							0
◆(ニ) 革新的ICT農業の研究開発		1					1

「◆」は、特定中核事業（施行規則第1条第2号）。



<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29内閣03)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長 (国家戦略特別地域における指定法人の課税の特例)										
措置の内容	平成27年度時点	-									
	平成28年度税制改正以後	国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる制度 ・ 対象事業： 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす下記の対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの ・ 対象分野： 医療、国際、農業、一定のIoT等 ・ 主な法人指定要件 ① 指定期限： 平成30年3月31日 ② 設立時期： 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③ 事業要件： 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。 ④ 区域要件： 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第61条、第68条の63の2、地方税法第23条、第72条の23、第292条										
要望内容及び区分	対象となる特定事業を拡充した上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。								区分	拡充・延長	
創設年度	H28	過去の政策評価の実績	H26内閣01、H27内閣01								

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)																										
	(参考) 適用件数 (法人税・件)				(参考) 減収額 (法人税・百万円)				(参考) 減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				目標①「2020年までに、世界銀行のビジネスランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2015年19位)」				目標②「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2014年4位)」				目標③「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国・韓国(10%台)になることを目指す」				目標④「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増させることを目指す」				目標⑤「2027年6月までに、キャッシュレス比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」							
	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度					
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	不明	0	-	-	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	-	不明	26	不明	-	不明	3	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-
H29	1	-	-	-	▲0.1	-	-	-	▲0.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-
H30	4	-	-	-	▲28.5	-	-	-	▲6.3	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-
H31	4	-	-	-	▲30.5	-	-	-	▲6.7	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4割程度	-	-	-

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。）に対する達成目標（「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）」（未来投資戦略（平成29年6月9日））の寄与について、「具体的な実績としては、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいては、…（中略）…、現段階ではまだ途中経過であるが、目標実現に寄与している」と説明されているが、なぜ達成目標が実現することによって国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされるのか、明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標のうち「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）」について、2016年10月時点で目標を達成しており、新たな達成目標を設定する又は維持目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかるKPIであり、大胆な規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。</p> <p>このため、日本再興戦略2016で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」とともに、未来投資戦略2017で示された「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDPを2022年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載。</p> <p>以下のとおり追記。</p> <p>① 例えば、平成29年度に生じた1号案件について、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性のある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整うことから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p> <p>② 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting a Business、都市総合ランキングのビジネスの容易性グループに属する法人税率の指標等について、この順位を維持することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につなげる。また、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、新たな達成目標「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」については、達成すべき時期が示されておらず、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDPを2022年までに倍増すること」について</p>

は、達成すべき水準（目標値）が定量的に定められていないため、これらの点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）は0件（平成28年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果について、「本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果（本特例措置を活用して特区内において医療等の事業が行われることにより、どのようにして各ランキングの順位上昇が見</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

込まれるか)が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。

③ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められる」ことが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で17事業(国家戦略特区区域法施行規則第十一条の二第一項第二号イ(1)から(5)まで、同号ロ(1)から(6)まで、同号ハ、同号ニ(1)から(4)まで、及び同項第三号に定める事業))の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

**【内閣府の補足説明】**

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかるKPIであり、規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略2016で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び未来投資戦略2017で示された「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載した。

以下のとおり追記。

① 平成28年度は、第1号案件について事業実施計画の内容等の調整に時間を要したため、適用実績が「0」となったが、29年度に協議が整い、適用されるもの。平成29年度の適用案件については前述したとおり、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性がある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、現状では1法人でも開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整えられることから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化につながり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。

② 上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に実施状況報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。

③ 平成29年9月時点で10区域が指定済み。今後の指定区域については不明である。平成29年度の対象案件は、福岡市・北九州市で、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号ニ(2)に該当する。

本税制措置の要件には「規制の特例措置が重要な役割を果たしていること」とあり、さらに革新的要件が含まれているため、真に必要な事業のみ税制支援すべく必要最低限の措置となるよう精査を行っている。このため、現状では適用案件が少ないが、産業の国際競争力強化に資する事業を厳選している。

**【点検結果】**

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」について、過去の適用数(法人税)は0件(平成28年度)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくく、また、僅少であることの原因が明らかにされていないため、これらの点も課題とする。

②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」)に対する過去の効果について、「先進的なベンチャーの創出により、(中略)今後の適用案件増を通じて開業率の向上につながる」及び「国家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知されることに伴い、今後の投資額への誘発が期待される」とそれぞれ説明されているが、定量的に把握されていないため、これらの点も課題とする。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 達成目標(「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資戦略(平成29年6月9日)))に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。

② 将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)1件(平成29年度)、4件(平成30年度及び31年度)は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

③ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められる」ことが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で17事業(国家戦略特区区域法施行規則第十一条の二第一項第二号イ(1)から(5)まで、同号ロ(1)から(6)まで、同号ハ、同号ニ(1)から(4)まで、及び同項第三号に定める事業))の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

**【内閣府の補足説明】**

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかるKPIであり、規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略2016で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び未来投資戦略2017で示された「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載した。

以下のとおり追記。

また、都市総合ランキング、ビジネス環境ランキングが上昇することにより、東京オリンピック・パラリンピックを視野に、アナウンス効果も合重なり海外の投資家を日本に呼び込むとともに、新たな規制緩和措置や本税制の特例措置を用いながら、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」に寄与する。(未来投資戦略2017)また、これらを通じて、国家戦略特別区域基本方針にも記載された「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成する。

なお、拡充分については、拡充の目的とより近い関係にある目標として、未来投資戦略2017にて示された「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とする」を達成目標に加えることにする。本税制措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押しすることが、革新的なビジネスを担う国際的人材確保に寄与する。

① 上述のとおり  
② 上述のとおり  
③ 上述のとおり

**【点検結果】**

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開

業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す)及び「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること)に対する将来の効果について、「先進的なベンチャーの創出により、(中略)今後の適用案件増を通じて開業率の向上につながる」及び「国家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知されることに伴い、今後の投資額への誘発が期待される」とそれぞれ説明されているが、定量的に予測されていないため、これらの点も課題とする。さらに、拡充分に新たに追加された達成目標(「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする)に対する将来の効果について、「本税制措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押しする」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点も課題とする。

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す)、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること)及び「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)1件(平成29年度)、4件(平成30年度及び31年度)(拡充分に限ると3件(平成30年度及び31年度))は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長
2	対象税目	(国4)(法人税:義) (地4)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (現行制度の概要) 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる制度 ・対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす下記の対象分野の事業であつて、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野：医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 ①指定期限：平成30年3月31日 ②設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること  (要望内容) 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が平成30年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。 また、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号にホとして、「我が国の経済社会の活力の向上及び先進分野の活性化に寄与することが見込まれる一定の金融事業等」を追加し、特定事業を拡充する。  《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成28年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28年度創設
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>国家戦略特別区域法第1条(平成25年12月13日法律第107号)</p> <p>この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)</p> <p>(国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点を形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進</p> <p>施策目標4 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「2020年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting Businessにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)及び「2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」において、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資戦略2017(平成29年6月9日))</p> <p>この順位を維持することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に、世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。</p> <p>この目標は、規制・制度改革により達成される目標も含まれるため、より本税制措置の目的と近い関係にある、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)となることを目指す」(日本再興戦略2016)及び「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること」を達成目標に加える。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置で創業間もない企業を支援することにより、国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、創業期の経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>当程度寄与することが可能である。</p> <p>会社設立初期においては、革新性がある事業モデルを創出し、立地や人材など事業基盤を整えるため、多くの資金が必要になり、これらの投資に必要な収益基盤の確保を図るため所得控除の本特例措置が継続して必要である。平成28年度は第1号案件について事業実施計画の内容等の調整に時間を要したため、適用実績が「0」となったが、29年度に協議が整い、適用されるもの。これを受け、今まで躊躇していた自治体も今後は積極的に本特例措置の活用が期待されることから、2020年度の目標達成の実現に十分に寄与する。</p> <p>平成29年度の適用案件については前述したとおり、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性がある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、現状では1法人でも開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整えられることから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化につながり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p>																																																																															
		② 減収額	<p>○適用法人数及び適用額</p> <p>《延長分》 (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>《拡充分》 (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td>122</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙2参照</p> <p>○減収額</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0.07</td> <td>0.27</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0.004</td> <td>0.02</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>《拡充分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>28.3</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	区分					適用法人数	0	1	1	1	適用額	0	0.3	1.2	9.6	年度		平成30年度	平成31年度	区分				適用法人数		3	3	適用額		122	122	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	区分					法人税	0	0.07	0.27	2.2	法人住民税	0	0.004	0.02	0.1	法人事業税	0	0.01	0.03	0.3	年度		平成30年度	平成31年度	区分				法人税		28.3	28.3	法人住民税		2	2	法人事業税	
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																														
区分																																																																																		
適用法人数	0	1	1	1																																																																														
適用額	0	0.3	1.2	9.6																																																																														
年度		平成30年度	平成31年度																																																																															
区分																																																																																		
適用法人数		3	3																																																																															
適用額		122	122																																																																															
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																														
区分																																																																																		
法人税	0	0.07	0.27	2.2																																																																														
法人住民税	0	0.004	0.02	0.1																																																																														
法人事業税	0	0.01	0.03	0.3																																																																														
年度		平成30年度	平成31年度																																																																															
区分																																																																																		
法人税		28.3	28.3																																																																															
法人住民税		2	2																																																																															
法人事業税		4.3	4.3																																																																															

		(注)算定根拠については、別紙2参照																																																		
③ 効果・税収減是認効果		<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況 (先進国中の日本の順位、世界の都市における東京の順位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビジネス環境ランキング</td> <td>24 位</td> <td>26 位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市総合ランキング</td> <td>4 位</td> <td>3 位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 算定根拠については、「世界銀行のランキング(ビジネス環境ランキング)」及び「森記念財団都市戦略研究所の世界の都市総合ランキング」を参照 2. 平成 32 年度にビジネス環境ランキング3位以内、都市総合ランキング3位以内が目標</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>《延長分》 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 算定根拠については、別紙1参照 2. 平成 30 年以降については、目標値</p> <p>《拡充分》 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 算定根拠については、別紙2参照 2. 平成 30 年以降については、目標値</p> <p>○会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。 例えば平成 29 年度の適用案件についても前述したとおり、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p> <p>○達成目標に対する効果の寄与 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、今後の案件組成に伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <p>○上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備え</p>	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	区分					ビジネス環境ランキング	24 位	26 位	—	—	都市総合ランキング	4 位	3 位	—	—	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	区分					適用法人数	0	1	1	1	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	区分					適用法人数			3	3
		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																																														
		区分																																																		
		ビジネス環境ランキング	24 位	26 位	—	—																																														
		都市総合ランキング	4 位	3 位	—	—																																														
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																														
		区分																																																		
		適用法人数	0	1	1	1																																														
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																														
		区分																																																		
適用法人数			3	3																																																

		<p>た技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>○平成 29 年 9 月時点で 10 区域が指定済み。今後の指定区域については不明である。平成 29 年度の対象案件は、福岡市・北九州市で、国家戦略特別区域法施行規則第 11 条の2第2号二(2)に該当する。 本税制措置の要件には「規制の特例措置が重要な役割を果たしていること」とあり、さらに革新的要件が含まれているため、真に必要な事業のみ税制支援すべく、必要最低限の措置となるよう精査を行っている。このため、現状では適用案件が少ないが、産業の国際競争力強化に資する事業を厳選している。</p> <p>○また、都市総合ランキング、ビジネス環境ランキングが上昇することにより、東京オリンピック・パラリンピックを視野に、アナウンス効果も合重なり海外の投資家を日本に呼び込むとともに、新たな規制緩和措置や本税制の特例措置を用いながら、事業により生じる事業資金約 4.9 億円の研究開発への円滑な活用に資する。また、先進的なベンチャーの創出により、現状 1 件ではあるが、今後の適用案件増を通じて開業率の向上につながる。また、国家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知されることに伴い、今後の投資額への誘発が期待されることから、「ベンチャー企業への VC 投資額対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを」に寄与する。(未来投資戦略 2017)また、これらを通じて、国家戦略特別区域基本方針にも記載された「戦後最大の名目 GDP600 兆円」を達成する。 なお、拡充分については、拡充の目的とより近い関係にある目標として、未来投資戦略 2017 にて示された「今後 10 年間(2027 年 6 月まで)に、キャッシュレス決裁比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。」を達成目標に加えることにする。本税制措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押しすることが、革新的なビジネスを担う国際的人材確保に寄与する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながるが見込まれる。</p>
10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によることが妥当である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図</p>

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠(延長分)

		ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
11	有識者の見解	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 内閣1)

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0円	②×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	0.3 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0.3 百万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	0.0849 万円	0.07 百万円 + 0.0049 百万円 + 0.01 百万円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0.07 百万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0.0049 百万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	0.01 百万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0.002 百万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0.008 百万円	②×2.9%	②×税率

(別紙 2)

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	1.2 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1.2 百万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	0.31 百万円	0.27 百万円 + 0.019 百万円 + 0.03 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	0.27 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0.019 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0.03 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.008 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0.03 百万円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	9.6 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(9.6 万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	2.65 百万円	2.2 百万円 + 0.15 百万円 + 0.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	2.2 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0.15 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.06 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0.27 百万円	② × 2.9%	② × 税率

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	0円	② × 23.4%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0円	④ × 12.9%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0円	② × 1.9%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0万円	0円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	0万円	② × 23.4%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0万円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	34.6 百万円	28.3 百万円 + 1.98 百万円 + 4.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	28.3 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	1.98 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	4.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.8 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	3.5 百万円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	34.6 百万円	28.3 百万円 + 1.98 百万円 + 4.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	28.3 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	1.98 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	4.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.8 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	3.5 百万円	② × 2.9%	② × 税率





【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																																							
京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区 目標①「医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果（検体・情報基盤に対する設備投資額（累計）」（平成28年度までの目標）							京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区 目標②「特定事業の実施によるライフノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）」（平成29年度からの目標）					アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 目標①「我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした5県）の航空宇宙産業の国際市場シェア）（代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）」（平成28年度までの目標）					アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 目標②「中部地域における航空宇宙産業の精算高（代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）」（平成29年度からの目標）					関西イノベーション国際戦略総合特区 目標「研究段階（入込）における効果特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連施設投資額（累積）」					グリーンアジア国際戦略総合特区 目標「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高」												
目標値 (百万円)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (百万円)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (百万円)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (百万円)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (百万円)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度					
	単年度	累計	単年度	累計				単年度	累計	単年度	累計				単年度	累計	単年度	累計				単年度	累計	単年度	累計				単年度	累計	単年度	累計			単年度	累計	単年度	累計	単年度
H23	不明	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-							
H24	不明	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-							
H25	不明	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-							
H26	4,600	不明	不明	不明	2,700	不明	58.7%	-	-	-	-	-	-	520,000	不明	715,000	不明	137.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	16,400	不明	不明	不明	14,200	不明	86.6%	1,270,000	不明	1,280,000	不明	100.8%	
H27	7,900	不明	不明	2,300	5,000	不明	63.3%	-	-	-	-	-	-	580,000	不明	854,700	不明	147.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	30,700	不明	不明	18,100	32,300	不明	105.2%	1,650,000	不明	2,030,000	不明	123.0%	
H28	11,000	不明	不明	4,700	9,700	不明	88.2%	-	-	-	-	-	-	670,000	不明	739,300	不明	110.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	45,000	不明	不明	12,000	44,300	不明	98.4%	2,100,000	不明	2,400,000	不明	114.3%	
H29	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H30	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H31	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H33	-	-	-	-	-	-	-	47,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,000	-	-	-	-	-	-	-	5,200,000	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 政策目的（産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る）に対する達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の寄与について「租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる」と説明されているが、どのように本特例措置が政策目的に寄与するのか明らかにされていない。そのため、本特例措置の特区ごと、事業ごとの適用実態も勘案して適切な目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 「特区目標の達成に向け計画を着実に推進し」を「各特区計画に定める目標達成時期（平成32年度又は平成33年度）までに計画を着実に推進し」と修正。 また、総合特区は概ね5年を一区切りに設定した目標を各特区計画に位置付けており、規制の特例及び税制・財政・金融上の総合的な支援により達成すべきものとして適切に設定されていると考える。</p> <p>② 「さらに、これら数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。」を「例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。 つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。 アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や試験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。 グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進され</p>

る。  
このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。」と修正。  
また、総合特区は概ね5年を一区切りに設定した目標を特区計画に位置付けており、規制の特例及び税制・財政・金融上の総合的な支援により達成すべきものとして適切に設定されていると考える。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額について、評価書本体の数値と別紙1及び別紙2の数値が一致しない。</p> <p>② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も十分に説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 適用額について、各設備の取得額の合計を記入していたため、特別償却及び税額控除額に修正。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、毎年、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である各法人の実際の税額控除額等を各特区が正確に把握していない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を毎年調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。 「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額について、評価書本体の数値と別紙1及び別紙2の数値が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>適用額について、各設備の取得額の合計を記入していたため、特別償却及び税額控除額に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も十分に明らかにされていない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>② 別紙「適用数及び減収額の算定根拠」における減収額（平成26年度の法人事業税）について、計算式が「億円+億円」となっているため、修正されたい。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、毎年、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である各法人の実際の税額控除額等を各特区が正確に把握していない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を毎年調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。</p> <p>「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。</p> <p>② ご指摘のとおり修正。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 将来の減収額

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の効果（平成26年度から28年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、各特区において定められた代表的な数値目標の実績値について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額（法人税）合計の割合85.2%（平成27年度）であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされていない。また、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果について、</p> <p>(1) 「輸入代替が促進された」（北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区）、</p> <p>(2) 「ライフイノベーション・グリーンイノベーションの拠点形成を促す新たなプロジェクトの創出が促進された」（つくば国際戦略総合特区）、</p> <p>(3) 「研究開発拠点の誘致を通じた投資が促進された」（アジアヘッドクォーター特区）、</p> <p>(4) 「革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進された」（京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区）</p> <p>(5) 「航空機や部品製造に係る設備投資が促進された」（アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区）</p> <p>(6) 「新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されている」（関西イノベ-</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ション国際戦略総合特区)</p> <p>(7) 「我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進」（グリーンアジア国際戦略総合特区）</p> <p>と説明されているが、各特区における適用数及び適用額が説明されておらず、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租特特別措置等の直接的な効果が把握されていない。また、事後的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと（平成29年9月時点で7特区）、事業ごと（平成29年度9月時点で29事業（総合特別区域法施行規則第一条第一項第一号から第八号まで、第二項第一号から第八号まで、第三項第一号から第六号まで、第四項第一号から第三号まで、及び第五項第一号から第四号までに定める事業））の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①④ 過去の効果（平成26年度から平成）について、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施した適用実績の調査で把握した年度ごとの数値目標・実績値及び適用実績を追記。</p> <p>北海道の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品の輸入代替が促進されたことで、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があったといえる。」を「平成27年度は目標達成、平成26年度及び平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が2法人で約878百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた新たな加工品市場を創出する取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。</p> <p>つくばの「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの拠点形成を促す新たなプロジェクトの創出が促進されたため、産学官等が連携した産業化の促進に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度及び平成27年度は目標達成、平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用による当該期間の設備投資を行った法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により直接的に産学官等が連携した新たなプロジェクトの創出が促進されたとは言い難い。この点について、専門家による評価では、「成果が出るまでに時間のかかる事業が多く、市場での普及まで持続可能となるように、財政・税制・金融支援の活用に対する努力が必要」と指摘されている。この指摘を踏まえ、特区による今後の本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。」と修正。</p> <p>アズパットの「設定した目標を達成し成果を挙げており、本税制措置の活用により研究開発拠点の誘致を通じた投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が1法人で約19,484百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。</p> <p>京浜の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進されたため、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目標未達成で、過去を通して、目標よりもやや成果が低い。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が3法人で約1,527百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。」と修正。

ア7アNo.1の「設定した目標を達成し成果を挙げており、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げています。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が49法人で約41,318百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

関西の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成27年度は目標達成、平成26年度及び平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げています。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が32法人で約36,074百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

グリーンゾーンの「設定した目標を達成し成果を挙げており、」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げており、」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げています。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が60法人で約78,839百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

② 「各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」を「国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」と修正。

③ 「本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用法人数が147法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込法人数が128法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。」と追記。

⑤ 総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号について、過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用状況の一覧を追加。本一覧は、年度ごとに全特区の合計の適用法人数を記入している。当該適用法人数は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数は伏せることが適当であると考えられる。「本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業

が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用状況は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。」と追記。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、各特区が掲げる数値目標の達成状況について、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、総合特別区域法施行令第1条各号についての適用実態が明らかになったが、「同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要」と説明されているとおり、適用実態を踏まえてどのような見直しが考えられるのか分析する必要があるため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。

② 将来の効果について、各特区において定められた代表的な数値目標が説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額（法人税）合計の割合85.2%（平成27年度）であり、想定外に特定のものに偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされていない。また、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。

④ 将来の効果について、各特区の代表的な数値目標及び「我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される」と説明されているが、各特区における適用数・適用額の見込みが説明されておらず、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと（平成29年9月時点で7特区）、事業ごと（平成29年度9月時点で26事業（総合特別区域法施行規則第1条第1項から同条第5項に定める事業））の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

①④ 各特区計画においては、計画策定から概ね5年後の数値目標が設定されているが、最終年度までの年度ごとの数値目標については各特区計画に記載されていない。各特区計画1年目の評価書を公表する段階で、最終年度までの年度ごとの数値目標が決められ、公表されることとなっているため、現時点では将来の数値目標を年度ごとに記述することができない。

「また、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。」を「平成29年度から平成31年度までにおける全

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

<p>特区合計の適用見込法人数が128法人、設備投資見込額が約1,247億円であり、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。また、各年度の終了後に、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施する適用実績の調査に基づき、当該年度の本税制措置による効果を検証することとしている。」と修正。</p> <p>② 「各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」を「国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」と修正。</p> <p>③ 「本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用法人数が147法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込法人数が128法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。」と追記。</p> <p>⑤ 総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号について、将来の（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込の一覧を追加。本一覧は、年度ごとに全特区の合計の適用見込法人数を記入している。当該適用見込法人数は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数は伏せることが適当であると考え。</p> <p>「本税制措置の活用にあたっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、将来の（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。」と追記。</p>	<p>【点検結果】</p> <p>①・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする（①将来の効果の各年度の効果の予測を求めているのに対し、補足説明では各年度の目標値の設定が困難であること理由を説明しており、説明として不十分、④各特区における適用数・適用額の見込みが明らかになされておらず、また、各特区における租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。）。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 補足説明により、総合特別区域法施行令第1条各号についての適用見込みが明らかになったが、「同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要」と説明されており、適用見込みを踏まえてどのような見直しを考えられるのか分析する必要があるため、この点を課題とする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長
2	対象税目	(国6)(法人税:義) (地5)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・延長・拡充】
3	要望の内容	<p>《内容》</p> <p>【現行制度の概要】 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人指定の期限:平成30年3月31日</li> <li>・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上)</li> <li>・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の40% 建物・附属設備・構築物⇒取得価額の20%</li> <li>・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の12% 建物・附属設備・構築物⇒取得価額の6%</li> </ul> <p>※当期法人税額の20%を限度とする ・設備等取得の期間:法人指定の日から平成30年3月31日まで</p> <p>【要望内容】 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において平成30年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。 また、総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号が「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」と定められているところを、「複合材料からなる航空機の機体又は宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」と変更し、特定国際戦略事業の対象を拡大する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特別区域法第26条</li> <li>・総合特別区域法施行規則第15条</li> <li>・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2</li> <li>・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</li> </ul>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加) 平成26年度:延長(2年間) 平成28年度:延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した)

		上で、2年延長)																		
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)																		
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。																		
		②:政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 4 地方創生の推進 【施策】 ⑨ 総合特区の推進																		
		③:達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期(平成32年度又は平成33年度)までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。  参考:宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) 「宇宙分野における科学技術の意義・重要性は、将来に渡って損なわれることはなく、我が国として、今後ともこの分野に積極的に取り組んでいく必要がある。」  【各特区において達成すべき水準(目標値)】 全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。 各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> </tr> <tr> <td>評価指標</td> <td>特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度までの売上増加額累計)]</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">つくば国際戦略総合特区</th> </tr> <tr> <td>評価指標</td> <td>ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">アジアヘッドクォーター特区</th> </tr> <tr> <td>評価指標</td> <td>外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</td> </tr> </table>			北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		評価指標	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額	数値目標	2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度までの売上増加額累計)]	つくば国際戦略総合特区		評価指標	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進	数値目標	連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)	アジアヘッドクォーター特区		評価指標	外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	数値目標	4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区																				
評価指標	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額																			
数値目標	2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度までの売上増加額累計)]																			
つくば国際戦略総合特区																				
評価指標	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進																			
数値目標	連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)																			
アジアヘッドクォーター特区																				
評価指標	外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数																			
数値目標	4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)																			

<p align="center">京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区</p>	
評価指標	特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果
数値目標	特区関連事業による投資額 5年間(平成 29～平成 33 年度)累計:475 億円
<p align="center">アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区</p>	
評価指標	中部地域における航空宇宙産業の生産高
数値目標	8.7 千億円(平成 25 年度)→11.8 千億円(平成 32 年度)
<p align="center">関西イノベーション国際戦略総合特区</p>	
評価指標	研究段階(入口)における効果
数値目標	特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成 23～平成 33 年度の累積 570 億円
<p align="center">グリーンアジア国際戦略総合特区</p>	
評価指標	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高
数値目標	年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.2 兆円(平成 32 年 12 月)
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。 例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。 つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。 アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。 京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。 グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。</p>	

		<p>このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p>																																																										
9 有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 《延長分》</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成 26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>61 法人</td> <td>42 法人</td> <td>44 法人</td> <td>66 法人</td> <td>35 法人</td> <td>27 法人</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却 税額控除</td> <td>140.8 億円 43.3 億円</td> <td>12.9 億円 67.8 億円</td> <td>3.1 億円 36.2 億円</td> <td>95.2 億円 36.0 億円</td> <td>20.9 億円 23.2 億円</td> <td>33.7 億円 14.6 億円</td> </tr> </table> <p>《宇宙機器拡充分》</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成 26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4 法人</td> <td>4 法人</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却 税額控除</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.77 億円 0.53 億円</td> <td>1.77 億円 0.53 億円</td> </tr> </table> <p>※平成 29 年度～平成 31 年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの 前回延長要望時(H27 事前評価書)における平成 27 年度及び平成 28 年度併せて 91 法人の適用見込みに対し、86 法人の適用実績を上げており、見込みと同程度の効果を上げている。 ○前回評価時(平成 28 年度税制改正要望時)の適用見込法人数と今回評価時の適用見込法人数の乖離について (前回評価時)平成 29 年度の適用見込法人数:19 法人 各特区に対して延長期までの適用見込を調査しているところ。前回評価時は、当該時点で具体化していた案件のみを計上していたが、今回評価時は、現時点で新たな設備投資計画の追加や事業スケジュールの変更等により、更に具体化した案件についても計上していることから、適用法人数が増加しているもの。</p>		年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分							適用法人数	61 法人	42 法人	44 法人	66 法人	35 法人	27 法人	適用額	特別償却 税額控除	140.8 億円 43.3 億円	12.9 億円 67.8 億円	3.1 億円 36.2 億円	95.2 億円 36.0 億円	20.9 億円 23.2 億円	33.7 億円 14.6 億円	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分							適用法人数	—	—	—	—	4 法人	4 法人	適用額	特別償却 税額控除	—	—	—	1.77 億円 0.53 億円	1.77 億円 0.53 億円
	年度	平成 26	27	28	29	30	31																																																					
区分																																																												
適用法人数	61 法人	42 法人	44 法人	66 法人	35 法人	27 法人																																																						
適用額	特別償却 税額控除	140.8 億円 43.3 億円	12.9 億円 67.8 億円	3.1 億円 36.2 億円	95.2 億円 36.0 億円	20.9 億円 23.2 億円	33.7 億円 14.6 億円																																																					
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																																						
区分																																																												
適用法人数	—	—	—	—	4 法人	4 法人																																																						
適用額	特別償却 税額控除	—	—	—	1.77 億円 0.53 億円	1.77 億円 0.53 億円																																																						
	② 減収額	<p>○減収額 《延長分》</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成 26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>79.3 億円</td> <td>70.8 億円</td> <td>36.9 億円</td> <td>58.3 億円</td> <td>28.1 億円</td> <td>22.4 億円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.6 億円</td> <td>0.4 億円</td> <td>0.1 億円</td> <td>1.6 億円</td> <td>0.3 億円</td> <td>0.6 億円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>0.2 億円</td> <td>3.4 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>1.2 億円</td> </tr> </table> <p>《宇宙機器拡充分》</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成 26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分							法人税	79.3 億円	70.8 億円	36.9 億円	58.3 億円	28.1 億円	22.4 億円	法人住民税	4.6 億円	0.4 億円	0.1 億円	1.6 億円	0.3 億円	0.6 億円	法人事業税	10.1 億円	0.8 億円	0.2 億円	3.4 億円	0.8 億円	1.2 億円	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分														
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																																						
区分																																																												
法人税	79.3 億円	70.8 億円	36.9 億円	58.3 億円	28.1 億円	22.4 億円																																																						
法人住民税	4.6 億円	0.4 億円	0.1 億円	1.6 億円	0.3 億円	0.6 億円																																																						
法人事業税	10.1 億円	0.8 億円	0.2 億円	3.4 億円	0.8 億円	1.2 億円																																																						
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																																						
区分																																																												

		法人税	—	—	—	—	0.94 億円	0.94 億円																													
		法人住民税	—	—	—	—	0.03 億円	0.03 億円																													
		法人事業税	—	—	—	—	0.06 億円	0.06 億円																													
		<p>※平成 29 年度～平成 31 年度は見込み</p> <p>※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの</p> <p>○前回評価時（平成 28 年度税制改正要望時）の減収見込額と今回評価時の減収見込額の乖離について （前回評価時）平成 29 年度の減収見込額：9.4 億円</p> <p>各特区に対して延長期限までの適用見込を調査しているところ。前回評価時は、当該時点で具体化していた案件のみを計上していたが、今回評価時は、現時点で新たな設備投資計画の追加や事業スケジュールの変更等により、更に具体化した案件（大型投資となる建物や取得額が高い機械・装置等の具体化した案件など）についても計上していることが要因である。</p>																																			
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。</p> <p>租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価指標</td> <td>平成 26 年度</td> <td rowspan="4">特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)</td> <td>430 億円</td> <td>385 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>776 億円</td> <td>776 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,310 億円</td> <td>1,214 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td>2,600 億円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年度は目標達成、平成 26 年度及び平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が2法人で約 878 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">つくば国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区			数値目標	実績値	評価指標	平成 26 年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円	平成 27 年度	776 億円	776 億円	平成 28 年度	1,310 億円	1,214 億円	平成 33 年度	2,600 億円	—	つくば国際戦略総合特区			数値目標	実績値					
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区			数値目標	実績値																																	
評価指標	平成 26 年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円																																	
	平成 27 年度		776 億円	776 億円																																	
	平成 28 年度		1,310 億円	1,214 億円																																	
	平成 33 年度		2,600 億円	—																																	
つくば国際戦略総合特区			数値目標	実績値																																	

評価指標	平成 26 年度	産学官連携による新規プロジェクト創出数 (累積)	87プロジェクト	87プロジェクト																				
	平成 27 年度		97プロジェクト	97プロジェクト																				
	平成 28 年度		107プロジェクト	97プロジェクト																				
	平成 33 年度	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進（連携企業数）	641 社	—																				
<p>※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、新たな目標値を設定。</p> <p>平成 26 年度及び平成 27 年度は目標達成、平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資を行った法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により直接的に産学官等が連携した新たなプロジェクトの創出が促進されたとは言いがたい。この点について、専門家による評価では、「成果が出るまでに時間のかかる事業が多く、市場での普及まで持続可能となるように、財政・税制・金融支援の活用に対する努力が必要」と指摘されている。この指摘を踏まえ、特区による今後の本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">アジアヘッドクォーター特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価指標</td> <td>平成 26 年度</td> <td rowspan="4">外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）</td> <td>20 社</td> <td>31 社</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>35 社</td> <td>46 社</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>5 年間で 50 社</td> <td>50 社</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>4 年間で 40 社</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が1法人で約 19,484 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。</p>					アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値	評価指標	平成 26 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）	20 社	31 社	平成 27 年度	35 社	46 社	平成 28 年度	5 年間で 50 社	50 社	平成 32 年度	4 年間で 40 社	—	
アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値																				
評価指標	平成 26 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）	20 社	31 社																				
	平成 27 年度		35 社	46 社																				
	平成 28 年度		5 年間で 50 社	50 社																				
	平成 32 年度		4 年間で 40 社	—																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価指標</td> <td>平成 26 年度</td> <td rowspan="3">医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果 (検体・情報基盤に対する設備投資額(累計))</td> <td>46 億円</td> <td>27 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>79 億円</td> <td>50 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>110 億円</td> <td>97 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td>特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）</td> <td>475 億円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、新たな目標値を設定。</p> <p>平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標未達成で、過去を通して、目標よりもやや成果が低い。しかし、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が3法人で約 1,527 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の</p>					京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値	評価指標	平成 26 年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果 (検体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	46 億円	27 億円	平成 27 年度	79 億円	50 億円	平成 28 年度	110 億円	97 億円	平成 33 年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）	475 億円	—
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値																				
評価指標	平成 26 年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果 (検体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	46 億円	27 億円																				
	平成 27 年度		79 億円	50 億円																				
	平成 28 年度		110 億円	97 億円																				
	平成 33 年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）	475 億円	—																				

研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした5県））の航空宇宙産業の国際市場シェア （代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）	5,200 億円	7,150 億円
	平成27年度		5,800 億円	8,547 億円
	平成28年度		6,700 億円	7,393 億円
	平成32年度		8,200 億円	—

平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が49法人で約41,318百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

関西イノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	研究段階（入口）における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連施設投資額（累積）	164 億円	142 億円
	平成27年度		307 億円	323 億円
	平成28年度		450 億円	443 億円
	平成33年度		570 億円	—

平成27年度は目標達成、平成26年度及び平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が32法人で約36,074百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

グリーンアジア国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	1.27 兆円	1.28 兆円
	平成27年度		1.65 兆円	2.03 兆円
	平成28年度		2.1 兆円	2.4 兆円
	平成33年度		5.2 兆円	—

平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が60法人で約78,839百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果

があるといえる。

本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用法人数が147法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込法人数が128法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。

本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、過去（平成26年度から平成28年度まで）の適用状況は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対応が必要と考えられる。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)	56 法人	43 法人	35 法人
(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)	14 法人	7 法人	11 法人
(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)	25 法人	14 法人	18 法人
(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)	0 法人	0 法人	0 法人
(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)	1 法人	0 法人	0 法人

※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。

平成29年度から平成31年度までにおける全特区合計の適用見込法人数が128法人、設備投資見込額が約1,247億円であり、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期

		<p>待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。</p> <p>本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。</p> <p>また、各年度の終了後に、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施する適用実績の調査に基づき、当該年度の本税制措置による効果を検証することとしている。</p> <p>本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、将来の（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対応が必要と考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)</td> <td>37 法人</td> <td>5 法人</td> <td>10 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)</td> <td>11 法人</td> <td>5 法人</td> <td>6 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)</td> <td>38 法人</td> <td>26 法人</td> <td>19 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)</td> <td>1 法人</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 特区への調査結果によると、平成26年度から平成28年度までにおける適用法人数が147法人、適用額が約1,781億円であった。また、平成29年度から平成31年度までにおける適用見込法人見込数が128法人、設備投資見込額が約1,247億円である。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)	37 法人	5 法人	10 法人	(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)	11 法人	5 法人	6 法人	(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)	38 法人	26 法人	19 法人	(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)	0 法人	0 法人	0 法人	(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)	1 法人	0 法人	0 法人
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																							
(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)	37 法人	5 法人	10 法人																							
(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)	11 法人	5 法人	6 法人																							
(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)	38 法人	26 法人	19 法人																							
(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)	0 法人	0 法人	0 法人																							
(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)	1 法人	0 法人	0 法人																							
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p>																								

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月（平成27内閣府06）

(別紙 1)

## 適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	61 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	140.8 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	43.3 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	94.0 億円	79.3 億円+4.6 億円+10.1 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	79.3 億円	141 億円×25.5%+43.3 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	4.6 億円	141 億円×25.5%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	10.1 億円	6.1 億円+4.1 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	6.1 億円	141 億円×4.3%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	4.1 億円	141 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	42 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	12.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	67.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	72.0 億円	70.8 億円+0.4 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	70.8 億円	12.9 億円×23.9%+67.8 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.4 億円	12.9 億円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.4 億円+0.4 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.4 億円	12.9 億円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	12.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	44 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	3.1 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	37.1 億円	37.0 億円+0.1 億円+0.2 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	36.9 億円	3.1 億円×23.4%+36.2 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.1 億円	3.1 億円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.2 億円	0.1 億円+0.1 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	3.1 億円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.1 億円	3.1 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	66 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	95.2 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	63.3 億円	58.3 億円+1.6 億円+3.4 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	58.3 億円	95.2 億円×23.4%+36.0 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1.6 億円	95.2 億円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	3.4 億円	0.7 億円+2.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.7 億円	95.2 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	2.8 億円	95.2 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 30 年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	35 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	20.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	23.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	29.2 億円	28.1 億円+0.3 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	28.1 億円	20.9 億円×23.2%+23.2 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.3 億円	20.9 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.2 億円+0.6 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	20.9 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 億円	20.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 31 年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	27 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	33.7 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	14.6 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	24.1 億円	22.4 億円+0.6 億円+1.2 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	22.4 億円	33.7 億円×23.2%+14.6 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.6 億円	33.7 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1.2 億円	0.2 億円+1.0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	33.7 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1.0 億円	33.7 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり